

危機管理講座テキスト

Teacher's Handbook of Risk & Crisis Management

はじめに

「危機管理」という言葉は神戸・淡路大震災や地下鉄サリン事件が起きた 1995 年頃から頻繁に使用されるようになって参りました。同時に、学校の安全神話もその後の 0-157 による食中毒事故、大阪教育大附属池田小での不審者乱入事件、佐世保市児童殺傷事件などによって瓦解しています。

「まさか」という場面で起きるこうした危機を最小限に食い止めるためには、事前対応（リスク・マネジメント）が求められることは言うまでもありません。法令違反にリスクが潜んでいることから、コンプライアンス（法令遵守）の視点に立って学校現場を見直すことがまず重要です。またリスク予測を行い、その「発生率」と「深刻さ」を踏まえた上での、資源投資等のコスト配分も求められています。

とはいっても、リスク・マネジメントだけで、危機をすべて回避することはできません。実際、望まずして毎年 100 件を超える死亡事故、500 件を超える障害事故、その他推定 200 万件を超える事故が起きています。それゆえ、教育現場においてリスクをゼロにすることは限りなく困難な試みであり、「あってはならない」ではなく「ありうること」を前提として、事後対応（クライシス・マネジメント）の仕方を身につけておく必要があります。

本テキストは、リスク・マネジメント及びクライシス・マネジメントという危機管理の基本原理を確認し、それぞれのテーマに沿ってわが校の実態や自身の職務遂行状況に照らし合わせながら読み進めることを目的としています。また、研修受講者には講座の成果を学校現場に還元できるよう、実際に校内研修などで活用されることを期待しています。

先行き不透明な教育界において危機に強い学校組織が増えていくことを願ってやみません。

《 目 次 》

はじめに

I すべての教職員編	-----
1 危機に対する考え方と学校の危機	2
2 学校の危機管理の必要性	4
3 危機管理推進のポイント	6
(1) 危機を招く“危機意識”的欠落	6
(2) コンプライアンス意識の徹底	6
(3) 危機対応は組織(チーム)で	7
(4) 危機は共通の判断で	7
(5) 初期対応で事態収拾を	7
(6) 風通しのよい職場づくりを	8
4 クレーム対応	10
5 児童・生徒への指導	12
(1) 防犯教育の目指す子どもの姿	12
(2) 発達段階に応じた指導の重点	12
(3) 教育課程における安全教育の指導内容	13
(4) 具体的な指導内容	14
(5) 日常に行う指導の展開例	17
6 児童・生徒の心のケア	26
II 管理職編	-----
1 校長(管理職)に求められる力とは	30
2 危機発生時の管理職のリーダー行動	32
3 教職員の意識改革と危機管理能力の育成	34
(1) 危機対応をスムーズにするための研修	34
(2) 機能する危機管理マニュアルづくり	35
4 教職員の心のケア	38
5 マスコミ対応	40
(1) マスコミ対応の基本的な考え方	40
(2) マスコミ対応のポイント	41
(3) 緊急記者会見の基礎知識	41
III 演習編	-----
1 リスク予測	48
2 クロスロードゲーム	50
3 演習課題(いじめ)	52
[1] 事例における対応の問題点	52

2	いじめの早期対応の取組	53
3	早期発見・早期対応のための校内体制	55
4	演習課題（不登校）	56
1	事例における対応の問題点	56
2	対応のポイント	57
3	不登校解消のための3つの視点からのアプローチ	58

IV 資料編

管理職向けチェックリスト	62
教職員向けチェックリスト	63

コラム一覧

コラムA：ハインリッヒの法則	5
コラムB：リスクマネジメントのポイント	9
コラムC：気づかぬリスク — 学校非公式サイト(裏サイト) —	25
コラムD：クレーム対応 テクニック編	33
コラムE：教員の心のケアについて	39
コラムF：情報源の統一が肝要	46

参考・引用文献等

あとがき

I. すべての教職員編

1 危機に対する考え方と学校の危機

学校という場は、多くの児童・生徒が生活し、日常的にさまざまな活動を行っています。ある意味、常に事故の危険と隣り合わせにあり、いつ事故が発生してもおかしくない状況にあるといつても過言ではありません。学校で行う教育活動には“リスク”はつきものであるということです。

また、社会の変化にともない、学校内外で発生する危機の種類や質も大きく変わりつつあります。それにともない対処の仕方や発想も見直しを迫られ、学校の危機管理もまた時代とともに変化を余儀なくされています。

昨今、学校内外で発生するトラブルをあげてみると、たとえば、学級崩壊、教師の体罰・セクハラ、学力低下をめぐる論議、ホームページの改ざんや情報倫理の乱れ、マスコミをめぐるトラブル、など様々です。

なかでも、学校への不審者の侵入、誘拐などの社会的災害への対応が日本の学校でも求められるようになっており、治安のよさを世界に誇ってきた日本の社会が大きく変化しています。すなわち、学校の安全と安心への対策といえば、長らく火災、地震、台風などの災害への対応としてきた日本の学校も、社会的災害への対応にシフトすることを余儀なくされているといえます。

そこで、学校は危機に対して、次のような認識をもつことが大切です。

- ・事件、事故はいつ、どこでも起こりうる
- ・社会の変化に見合った危機管理体制へシフトする

次のページに掲げた表は、学校で起こりうる主な危機を分類したものです。あなたの学校にはどのような危機があるでしょうか。また、それに対してどのような体制を築いているでしょうか。

memo

表 学校の危機一覧

分類の視点	主 な 危 機
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校 ・いじめ ・校内暴力 ・自殺 ・学級崩壊 ・携帯電話に関する問題 ・インターネットに関する問題 ・非行（家出、徘徊、性非行等） ・犯罪（万引、窃盗、シンナー等）
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の不成立 ・授業妨害 ・評価（評定）の問題 ・未履修問題
進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示要求（内申書・指導要録開示等）
学校管理下 の事故	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中における事故 ・校外学習における事故 ・学校行事における事故 ・児童生徒会活動における事故 ・クラブ活動における事故 ・部活動における事故 ・登下校中の事故 ・休憩時間中の事故 ・給食中の事故 ・清掃時間中の事故 ・学校施設・設備の瑕疵
教職員自身 に関するこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・指導力不足 ・体罰 ・人権侵害の言動 ・セクシャルハラスメント ・文書類（テスト、通信簿、名簿等）の盗難・紛失 ・ノートパソコン、データ等の盗難・紛失 ・守秘義務違反（プライバシーに関するここと） ・信用失墜行為（保護者との深い関係、リベート等） ・犯罪（飲酒運転、わいせつ行為、公金横領等） ・交通事故
地域から	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待 ・マナー違反（通学態度等）
学校保健	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒 ・インフルエンザ ・伝染病 ・急病
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害による事故（地震、台風等） ・人的災害による事故（爆発、火災、犯罪）
学校外から	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者侵入

2 学校の危機管理の必要性

学校は、一つの危機の発生やその対応しだいで、子どもの命を脅かしたり、これまで努力の積み重ねで築いてきた信頼や信用を一瞬にして失いかねません。学校の組織には次のような状況を招くこともあります。

- ・学校の組織が事態の收拾をめぐって大きく揺れ動き、組織の機能停止あるいは崩壊の危機に追い込まれる。
- ・学校の対応が社会から一層の避難を浴び、それが事態をさらに悪化させる。
- ・関係教師の懲戒免職処分がなされ、校長も辞職ないしそれに近い形で責任を取る。

これは、極端なケースですが、このような状況を招く背景として、教職員の危機対応能力の不十分さが考えられます。具体的には次のようなことです。

- ① 教職員の危機意識が欠落していた。
- ② 管理職へ情報が伝わってなかつた。
- ③ 初期対応を失敗した。
- ④ 組織的に対応しなかつた。
- ⑤ マニュアルが危機対応の手立てにならなかつた。
 - ・マニュアルが機能するための訓練がなかつた。
 - ・マニュアルが煩雑で分かりにくかつた。

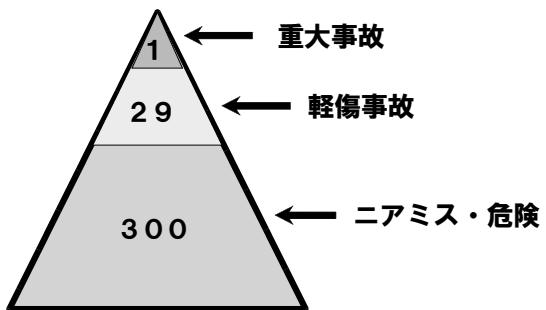
学校の教育機能や役割使命を揺るがすような危機的問題は、いつどのような形で起こるか分かりません。いざというときのスピーディーな対応は勿論、併せて危機に陥らないための予防策を講じておくことが極めて重要です。

このような予防策を講じること、いざというときに的確に対応することすることを「危機管理」と言います。一般的に**危機管理とは**「人々の生命や心身に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処し、再発防止の対策を講じること」と定義されます。

したがって、危機管理は**リスクマネジメント**（事前の危機管理）、**クライスマネジメント**（事後の危機管理）の二つの側面から、次の表のように捉えられます。

側面	リスクマネジメント (事前の危機管理)	クライスマネジメント (事後の危機管理)
目的	予め危機を予測・発見し、その危機を確実に除去して危機の発生を未然に防ぐ。	発生した危機に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑え、再発を防止する。

●コラムA：ハインリッヒの法則



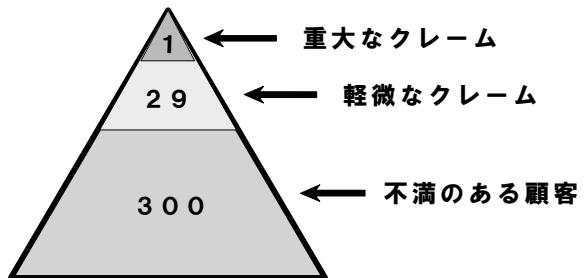
アメリカの保険会社の技師ハインリッヒが労働災害の発生について分析した法則です。

「1件の重大事故の影には、29件の軽傷事故が潜んでおり、その背景には300件のヒヤリ・ハットがある」という法則で、1つの事象の背景には、表に出ないがそれに至るには、それなりの原因・理由があるということを表しています。



潜在的なミスや危険を見逃さず、早めに対策を講じることが大切である！

(ハインリッヒの法則の活用) お客様からの「クレーム」



「1件の重大なクレームの影には、29件の軽微なクレームが潜んでおり、その背景には300人の不満をもっているが何も言わない顧客がいる」

3 危機管理推進のポイント

【リスクマネジメント】

(1) 危機を招く“危機意識”的欠落

深刻な危機を招く最大の原因は教職員の“危機意識の欠落”です。

—— 危機意識の欠落とは

- | | |
|---------------------|-------------|
| ● 「たいしたことにはならないだろう」 | ⇒ とんでもない結末へ |
| ● 「なんとかなるさ…」 | ⇒ なんともならない |
| ● 「よくあることさ…」 | ⇒ あつてはならない |

教職員にとって重要なことは

「自分の学校でも起こるかも…？」
「ちょっと変だぞ…？」
「これで大丈夫なのか…？」

と危機意識・疑問をもつことである。

(2) コンプライアンス意識の徹底

危機管理の理念としてのコンプライアンス（法令遵守）は、一般的には「社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこと」を意味しています。今、学校の危機管理における課題の一つに、コンプライアンス意識の徹底があります。教職員一人一人に、この意識が徹底されている状態とは、以下のように考えられます。

① 直面している問題について、法令遵守だけではなく、社会の視点・常識から見て

「問題にならないだろうか…？」 「本当に大丈夫だろうか…？」
と首をかしげる意識（疑問）を常にもっている。

② 違法行為とはどのような行為かを理解し、違法行為を行えば、自分自身と家族、そして組織（学校、職場）に降りかかる結末を自覚している。

(3) 危機対応は組織（チーム）で

自らが招いた危機でも、対応を誤ると、その被害は自分だけではなく、他の教職員にも及びます。確実に危機に対応するためには、一人で行うのではなく、組織（チーム）として対応しなければなりません。危機対応の際には次のようなことが原則になります。

- 自分が招いた危機だからといって、自分一人で処理しようとする。
- 校長をトップとする組織として対応する。

(4) 危機は共通の判断で

発生した危機を「危機」として判断するとき、大きく分けて二つのケースがあります。

- 問題が発生した瞬間に、誰もが危機と認識できるようなケース
- 危機の深刻さや緊急性などが実感として捉えにくいものや、受けとめる個人によって捉え方に大きな開きが生じるケース

ここでは後者のケースについて考えてみましょう。

たとえば、子ども同士でトラブルがあったとします。これを、ごく日常的な人間関係の些細な問題と捉えるのか、それとも、重大ないじめの問題として捉えるのかによって、その後の学校の対応が大きく違ってきます。

「ある教師はごく一過性の軽いものだと認識し、ある教師はこのトラブルは重大だと認識する」。このような判断のズレが起こらないように、学年全体や学校全体で検討し校長が最終的な判断を下すことが必要です。いずれにしても、共通の判断をすることが大切です。なお、演習編では共通の判断・認識の難しさを理解するゲームを紹介しています（50～51頁）。

(5) 初期対応で事態収拾を

危機管理の極めて重要なポイントの一つに初期対応が挙げられます。初期段階で、情報を得て、事態が拡大・深刻化する以前に収拾を図ることが危機管理の原則となります。

危機発生の初期段階における迅速な状況判断と意思決定による対応が
危機管理の成否のカギを握っている。

例えば、事件・事故が発生し、学校から家庭への連絡が必要になったとします。その際、家庭への連絡の遅れや情報不足が、家庭とのトラブルを発生させ、事態を複雑にしたり長引かせたりすることがあります。家庭に連絡を必要とする事件・事故が発生したとき、速やかに、かつ丁寧に誠意をもって対応することが初期対応のポイントということになります。

(6) 風通しのよい職場づくりを

校長を含め教職員間において日常的に情報がスムーズに流れている学校は、それだけでも情報が滞りがちな学校と比較して危機を深刻化させる危険度は低い。

これは、校内の情報伝達のスムーズさが学校の危機管理の成否に大きく影響することを言っています。

学校の危機は、子どもを直接指導する教職員を中心に起こりがちですが、事柄の性格からしてなかなか校長まで情報が上がってこないことも少なくありません。この背景として、次のような教職員の意識が考えられます。

- ・自分が招いた危機を校長や教頭に知られたくない。
- ・自分が招いた危機だから自分でなんとかしなければならない。
- ・自分で、または関係者（一部）で処理しようとする。
- ・校長や教頭、教育委員会、そして同僚に睨まれたくない。
- ・校長や教頭は、耳の痛い話を聞きたがらない。
- ・校長や教頭に話をすると激しく叱責される。

校長までの情報伝達がスムーズでなければ、初期対応を遅らせ、事態をさらに悪化させてしまいます。潜在する危機を見抜き、危機の発生を未然に防止するためには、学校が、校長まで情報がスムーズに伝わっていくような風通しのよい職場でなければなりません。

「風通しのよい職場」チェック

- 日常的に、校長への情報がスムーズであるか
- 日常的に、学年内や学年間、校務分掌間で情報が流れているか
- 日常的に、教職員間のコミュニケーションはとれているか

あなたの学校では風通しをよくするためにどのような手立てが有効でしょうか。

memo

●コラムB：リスクマネジメントのポイント

DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部(2007)によれば、リスクマネジメントにおけるチェックポイントを以下の5点で挙げています。①価値観の共有、②行動指針の理解、③業績評価の把握、④参加型のリスクマネジメント、⑤内部統制です。

これら5点を学校現場に照らし合わせて考えると次のようになります。①価値観の共有：校長は、校長(学校運営)の理念を校内に浸透させるように努力しているか。教職員は学校運営の理念を理解し、実践しているか。②行動指針の理解：やってはならないことは何かということを、管理職は理解しているか。③業績評価の把握：学校の現状を分析し、必要な手立てを講じるための仕組みは万全か。カギとなる行動指標を組織全体が把握できるようになっているか。④参加型のリスクマネジメント：リスクマネジメント制度がお仕着せになってはいないか。校内の学習を促すよう、配慮されているか。⑤内部統制：これまで内部統制に十分な予算を割いてきたか。

これら5つの観点は、風通しのよい職場づくりには不可欠です。そこで、以下では、教職員のためのセルフチェックシートを提示します。できていない事項に対して「ドキッ」とする教職員は、それを自ら、自主的に改善していくくださいね。

【不祥事防止のための自己点検チェックリスト】

	自己点検項目	自己評価
①	児童生徒、保護者や同僚の個人情報に関することを、第三者に直接話したり、噂話をしたりしてませんか？	1－2－3－4
②	体罰や過度な要求、暴言など不適切な指導に当たることを熱心な指導と取り違えてはいませんか？	1－2－3－4
③	児童や保護者・地域住民の誤解を招くような、言葉遣い・行動・服装などしないように気をつけていますか？	1－2－3－4
④	職員室等での会話で、性的な冗談やからかいを言ったり、話題に合わせたりしていませんか？	1－2－3－4
⑤	同僚に対して、性別や年齢、職種などにより差別的言動を取ったり、態度に出したりしていませんか？	1－2－3－4
⑥	必要な指導がある場合でも、教室に児童と二人だけにならない等、誤解されないように配慮していますか？	1－2－3－4
⑦	教職員に求められている倫理観は、一般の職業に比べ、非常に厳しいことを認識していますか？	1－2－3－4
⑧	児童生徒、保護者から信頼される品格ある教師を目指して日々研鑽修養に努めていますか？	1－2－3－4
⑨	職務に影響を及ぼすような生活の乱れや、勤務時間以外での信用失墜を招くような言動はありませんか？	1－2－3－4

作成者：園田賴暁／編集者：波多江俊介

4 クレーム対応

【クライシスマネジメント】

学校には様々なクレームが寄せられます。これに対してどのように対応するかをあらかじめ決めておくことはとても重要です。クレームに対応する際の原則は次のようなものになります。

クレーム対応の基本

- 「一人の子ども・保護者 対 一教職員」の対応を、「社会 対 学校」の問題にしないことです。
- クレームには迅速・的確に誠意をもって対応することが大切です。

ここでは、保護者から学級担任の子どもへの指導について苦情があつたことを想定して述べていきます。

クレームの一番の問題点は、保護者が学校へ苦情を申し入れるまでに至ったということです。担任の反省は勿論ですが、管理職にしても子どもや教職員の状況を正しく把握できていれば、学校への苦情という深刻な状態に至らなかつたことを反省しなければなりません。

一方、学校としては、何でも保護者の申し出どおりにすることも学校運営上問題があり、慎重に対応しなければ学校への信頼をかえって失うことにもなりかねません。

クレーム対応は、対症療法的に事態を收拾することが最終のゴールではありません。

クレーム対応のゴール

保護者と教師が互いに信頼し合い、問題を共有し、お互いが知恵を出し合って子どもの教育にあたっていく状態にすることです。

次のページにはクレーム対応手順の例を挙げました。あなたの学校ではどのような対応手順を決めていますか。また、それは全職員に共通に認識されていますか。

memo

クレーム対応の手順（例）

①【まずは事情を聞くことから】

まずは保護者の苦情を親身になって聞き、具体的状況を聞きだします。

- 最初の対応しだいで保護者の学校に対する不信感は大きく変わります。対応のよさが不信感を和らげ、対応の拙さが不信感や苦情を増幅させることにもなります。

②【その場での決断はしない】

苦情を聞いて、「その場で状況をすべて理解した」と判断してはいけません。

- 苦情は、あくまでも保護者という立場のものであり、事実確認が必要です。

③【事実確認することを約束】

最低限、「事実調査（確認）」および「問題があった場合の改善」を約束することで、納得してもらうようにします。

④【事実確認】

事実調査を行い、問題点を把握します。

- 子ども、学級担任、学年主任等から多面的に調査します。

⑤【対策】

早急に対策を立てます。

- 子どもや保護者への対応策を練り上げ、解決策を明確にします。

⑥【事実確認後の報告】

保護者に対応（面談）します。

〔面談の前に〕

- 面談の内容としては、保護者への謝罪・事実説明・解決策の提案・協力依頼等が考えられます。実際には、いくつかの内容を含んで話することになるでしょうが、面談の目的をはっきりとあっておくことが大切です。
- 「学校の誰が保護者と面談するのかについても、事前に検討しておく必要があります。面談の目的によって違ってきます。また、「家庭訪問するのか、学校に来てもらうのか」についても同様です。

〔面談では〕

- 保護者の苦情と事実との間に明らかに相違点があれば、きちんと説明します。
- 学校として、担任の指導で反省すべき点は謝罪し、今後の解決策を具体的に説明し保護者に理解や協力を求めます。

⑦【改善のために】

事態の改善のために動きます。

- 学校全体の問題として取り組むことが不可欠です。
- 保護者との連携を大切にします。子どもの状況や指導についての保護者への報告・相談し、保護者の理解や協力を得ます。

5 児童・生徒への指導

【リスクマネジメント】

学校の不審者侵入対策や登下校中の安全対策の確立を図るとともに、児童・生徒自身が様々な危険を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教育の一層の充実を図る必要があります。防犯教育は、単に知識を習得させるだけでなく、防犯訓練などを通して、児童・生徒に自分の身を守る実践的な技能を身に付けさせることが重要です。また、教職員も学校安全に関する知識を深め適切に対応できるよう努める必要があります。

ここでは、不審者の侵入と登下校時の対応についての取組に視点をあてた防犯教育について紹介します。

(1) 防犯教育の目指す子どもの姿

- 登下校を含む学校生活において、身の回りにどのような危険があるのか予測したり、調べたりすることにより、犯罪の危険を未然に回避できる力を養い、安全な行動がとれるようにする。
- 緊急時の行動として生命を守ることを第一に考えながら、組織的な行動の大切さを理解するとともに、危険をどのように周囲に知らせるのかなど、自他の安全に配慮した行動がとれるようにする。

(2) 発達段階に応じた指導の重点

小学校	低学年	○安全に行動することの大切さについて理解させるとともに、交通ルールをはじめとする生活上のきまりや約束を守れるようにする。また、いろいろな危険に気づく力を養う。
	中学年	○様々な危険の原因や事故防止について理解させるとともに、自ら安全な行動をとることができるようする。
	高学年	○様々な場面で発生する危険を予測するとともに、身近な人への安全の配慮や簡単な応急手当ができるようする。
中学校		○小学校での理解をさらに深め、日常生活においても犯罪の危険から、どのようにすれば安全な行動をとることができなのかを考えさせ、擬似的な体験から具体的な行動様式が身につくよう実践的な力を養う。 ○緊急時に的確な判断のもと、速やかな非難行動がとれるようにさせるとともに、他人への安全に配慮した行動と社会の一員としての自覚をもたせるなど、自他の安全に対する責任意識の育成に努める。
高等学校		○自ら安全確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。例えば、日常生活における危険と防犯に関する題材として取り上げる。 ○さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるよう社会貢献意識の育成を図る。

(3) 教育課程における安全教育の指導内容

安全教育は、安全学習と安全指導に分けられ、安全学習は主に教科で、安全指導は特別活動を中心して行われます。防犯教育は、この安全学習や安全指導の内容と各教科領域等の目標や内容を考慮して実施します。

このため、発達段階に応じた各教科・道徳・特別活動や総合的な学習の時間において、防犯教育を年間計画に位置付け、計画的・継続的に実施していくことが必要となります。

○ 保健・体育科「保健」（領域・分野・科目）

「保健」では、安全に関する基礎的・基本的内容で構成されています。学習指導要領では、生活安全に関する内容が含まれており、各学校の工夫により防犯の内容を扱うことが可能です。

具体的には、犯罪発生に関する人的要因や環境要因、防犯のための人的要因や環境要因への対策（例えば、危機予測や安全マップづくり）、犯罪被害発生時の応急手当などが挙げられます。

○ その他の関連教科、道徳、総合的な学習の時間

その他の教科では、社会科などで、地域と連携した防犯を扱ったり、道徳では生命の大切さについて取り扱ったりしながら、安全について学習を深めていくことができます。

また、総合的な学習の時間では、各学校の判断により、地域での危険箇所等の調査や安全マップづくりなど防犯を含む安全に関するテーマを取り上げることができます。

○ 特別活動

学級活動やホームルームでは、「健康や安全に関するここと」が取り上げられ、学校行事では、健康安全・体育的行事として非難訓練等が行われます。また、学校行事等に関わる活動の事前・事後指導等が行われています。

memo

(4) 具体的な指導内容

① 小学校の指導内容

<※発達段階に応じて指導内容、表現を取捨選択する>

【日常的な取組】

- 校内でも人目の少ないところでは、一人で遊ばない。
- 校内で不審な人や物を見かけたら、すぐに教職員に知らせる。
- 校内放送や教職員の指示には常に注意を向けておく。
- 忘れ物や用事があったときは、教職員に相談し、学校から一人で外に出ない。
- 避難訓練では迅速に行動できるように訓練する。
- 校内で不審者を見つけたら、近づかず、すぐに知らせる。
- 帰宅後に出かける時も、できるだけ一人での行動は避ける。
- 知らない人に声をかけられてもついて **いか** ない。
- 不審な人に誘われたり、車やバイクに乗るように誘われたりしても拒否する。(車に **の** らない、知らない人に声をかけられても、一歩離れて対応する。➡配布のブザーがあれば準備)
- 緊急時には、**お** おごえを出せるようにしておく。
- 日頃から交番や「子ども110番の家」等、逃げ込める所を確認しておく。
(**す** ぐにげる)
- やむを得ず人通りの少ない所を通る時には、周りの様子によく注意する。
- 決められた通学路を通って登下校し、できるだけ複数で行動する。

【緊急時の対応】

- 校内で緊急放送や教職員の緊急指示が出された場合、指示に従ってすぐ行動する。
- 緊急に校外に避難した場合は、安全の確認後すぐに学校へ連絡する。
(**し** らせる)
- 危険な状況を目撲した場合には、周囲の大人に連絡し、自分の身に危険がないように行動する。また、自分の安全を守りながら、犯人の特徴等(自動車のナンバー、服装等)を覚えておき、警察や学校等に知らせる。
- 登下校時に危険に出会ったら、大声(**お** おごえ)で助けを求め、近くの商店や「子ども110番の家」等に駆け込む(**す** ぐ逃げ、**し** らせる)。

<自分の身を守るために 危険な事に出会ったら>

い　か　の　お　す　し

ついて **いか** ない くるまに **の** らない
お おごえを出す **す** ぐ逃げる **し** らせる

② 中学校の指導内容

【日常的な取組】

- 部活動の朝練習や休日練習のための登下校時においても、決められた通学路を通って登下校し、できるだけ複数で行動する。
- 校内で不審な人や物を見かけたら、すぐに教職員に**知らせる**。
- 校内放送や教職員の指示には常に注意を向けておく。
- 校内に少人数で遅くまで残らない。
- 外部者を校内に連れて来ない。
- 校内では互いに居場所がわかるようにし、できるだけ単独行動を避ける。
- 緊急時には、**大声**を出せるようにしておく。
- 避難訓練では**迅速**に行動できるように訓練する。
- 帰宅後に出かける時も、できるだけ一人での行動は避ける。
- 不審な人に誘われたり、車やバイクに乗るよう誘われたりしても拒否する。
- 日頃から交番や「子ども110番の家」等、**逃げ込める**所を確認しておく。
- やむを得ず人通りの少ない所を通る時には、周りの様子によく注意する。

【緊急時の対応】

- 校内で緊急放送や教職員の緊急指示が出された場合、指示に従って**すぐ**に行動する。
- 緊急に校外に避難した場合は、安全確認後、すぐに学校へ連絡する。
- 危険な状況を目撃した場合には、周囲の大人に連絡し、自分の身の危険がないように行動する。また、犯人の特徴等（自動車のナンバー、服装等）を覚えておき、すぐに警察や学校等に**知らせる**。
- 登下校時に危険に出会ったら、**大声**で助けを求め、近くの家や「子ども110番の家」等に**駆け込み**、すぐに電話等で警察に**通報する**。

③ 高等学校の指導内容

【日常的な取組】

- 校内における緊急事態への対応について、指導された内容を十分に理解し、日頃よりイメージトレーニングに努め、状況に応じて適切な行動がとれる態勢を身につけておく。
- 校内で不審な人や物を見かけたら、**すぐに教職員に知らせるとともに、生徒間でも警戒を呼びかける。**
- 校内合宿に際しては、戸締まり・施錠等の防犯対策をとる。
- 外部者を校内に連れて来ない。
- 校外で対人的なトラブルに係わっている場合は、学校に**知らせ**相談する。
- 登下校は、できるだけ複数で行動するようにし、必ず通学路を通る。
- 下校は、部活動などの関係から時刻が異なるので、部活動単位、委員会単位など複数で下校し、単独行動はできるだけ避ける。
- 日頃から地域や通学路周辺の変化や不審者に関する情報に注意を向けておき、学校に情報提供するとともに、生徒間でも情報を共有する。
- 通学路途中の交番や「子ども110番の家」、公共施設、店舗、公衆電話など、避難場所や緊急連絡場所となり得る場所の把握に努める。
- 帰宅後、外出する時は、家の人に行き先、用件、帰宅時間を必ず**知らせる**。
- 街灯が少なく人通りの少ない道はできるだけ避ける。
- 知らない人に誘われたり、車・バイクへの同乗を求められたりしても拒否する。

【緊急時の対応】

- 危険な状況に遭遇した場合、あるいは被害を目撃した場合には、周囲に**大声で知らせ**、直ちに危険回避行動、緊急避難行動、被害者支援行動、あるいは自己防衛行動を臨機応変にとる。
- 状況に応じて、非常ベルを鳴らしたり、身近にある机や椅子などを利用して対処したりするとともに、安全な場所へ逃げる。
- 登下校時に、身の危険を感じたら、**大声で助け**を求めたり、「子ども110番の家」や近くの家に**駆け込んで**救いを求めたりするなどし、すぐに警察や学校等に**通報**し、特徴を記憶していることがあれば情報として**知らせる**。

(5) 日常に行う指導の展開例

1 A 小学校 第1学年学級活動

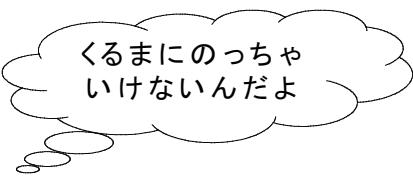
1 活動名「さそいにのっちゃだめ！」～連れ去られ場面の危険～

2 本時のねらい

○身近な生活経験や実際に起こった誘拐事件から、路上で起きる連れ去りなどの危険に気がつく。

○ロールプレイを通して、危険から身を守るための方法を知り、適切な行動がとれる。

3 展開

学習活動	支援(★)と評価(☆) 安全に関する支援(※)		
1 「知らない人」に声をかけられた経験がある人は発表する。	★新聞の誘拐報道の記事を紹介し、自動車による連れ去られ事件の実際を伝える。		
2 「知らない人」による連れ去られ事件を知る。	★「児童」役をするときには黄色い帽子をかぶり、「知らない人」役をするときには、首から表示を下げ、ロールプレイの始まりを知らせる。		
3 「知らない人」から声をかけられた場面のロールプレイを見て、考えたことを発表する。	<p>ロールプレイ① 声をかけられ車に乗ってしまう場面</p>  <p>※人から声をかけられても、車に乗ってはいけないことを確認する。</p>		
4 車に連れ込まれそうになったらどうしたらいいか考え、ロールプレイしてみる。	<p>☆連れ込まれそうになったとき、どうしたらよいかを考えられたか。</p> <p>☆「たすけて」と大声を出すことが分かったか。</p> <p>ロールプレイ② 車に力ずくで連れ込まれる場面</p>		
5 相手につかまれないように手を伸ばした間隔だけ、あけるとよいことを知る。	<p>★ロールプレイをした児童や見ていた児童の感想を発表させる。</p> <p>ロールプレイ③ 児童が車に連れ込まれる場面</p>		
6 連れ去られの危険への対応と、合い言葉「いかのおすし」を確認する。	<p>※つかまれたときは大きな声で「たすけて」という練習をさせる。</p> <p>☆危険を避ける方法を知り、行動しようとする気持ちがもてたか。</p> <p>ロールプレイ④ 相手と間隔を取って話す場面</p> <p style="text-align: center;">いかのおすし</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">ついて いかない (お) おごえを出す</td> <td style="width: 50%;">くるまに のらない (す) ぐ逃げる</td> </tr> </table>	ついて いかない (お) おごえを出す	くるまに のらない (す) ぐ逃げる
ついて いかない (お) おごえを出す	くるまに のらない (す) ぐ逃げる		
	<p>はT1とT2によるロールプレイ</p> <p>はT1と児童によるロールプレイ</p>		

2 B小学校 第2学年学級活動

1 主題名 「あぶないあそび」

2 本時のねらい

○安全な公園での危ない遊びに気づき、話し合うことができる。

○これから危険意識をもって、安全に生活しようとする気持ちをもつことができる。

3 展開

学習活動	指導上の留意点(□)・評価(☆)	資料
1 安全な遊びをしているのはなぜ? 安全な遊び場である公園の遊びの中にも、危険があることに気づく。 • 安全な人に○をつける。	<input type="checkbox"/> 前時の危険な場所での遊びについて、思い起こさせたり、安全な遊びをしている人に○をつけさせたりすることで、安全な場所でも危険な遊びでいろいろな事故が起きることに気づかせる。 <input type="star"/> 危険を考え、安全な遊びをしている人を見つけることができたか。	公園で遊ぶイラストを用意する。
2 もし～したらどうなるかな? 毎日の遊びの中に潜む危険について考え、話し合う。 • 「もし～したら、××になるかもしれない」の考え方で、隣の人とペアで起こるかもしれない危険を予測する。 • みんなの前で、2人で出し合った危険予測を発表し、安全な遊び方について話し合う。 ※ もし、知らない人が、おかしきをあげるから、くるまにのらない?といつてきいたら、どうする?	<input type="checkbox"/> 「もし、ぶらんこで大きくこいだら、上にいる子が、手を放してしまってがをしてしまうかもしれない」など、隣の人と自分の考え方を話したり、友だちの話を聞いたりすることで、いろいろな危険を予測させる。 <input type="star"/> ペア学習でいろいろな危険を予測し、言ったり書いたりしているか。	いろいろな遊びの中で、危険を予測する場面を拡大して、示すと効果がある。 ※イラストの中に声かけ事犯の場面を取り入れてもよい。
3 今日は、なにをはっけんしたかな? • 今日の学習を振り返り、これから安全に生活したり、遊んだりしていくために学んだことやがんばりたいことをカードに記入する。 • 書いたことを発表する。	<input type="checkbox"/> この事例は、学校の状況により取り入れるようにしたい。(各学校の被害状況調査の上、安全教育の一環として防犯教育を扱う) <input type="checkbox"/> カードに書いて学習を振り返ることで、これから、安全だと思う場所でも、いろいろな危険を予測したり、危険か安全か自分で判断したりするなど、安全な遊び方をしようとする気持ちをもたせる。 <input type="checkbox"/> 発表後は、教師の補足を入れてまとめる。また、登下校への関心をもたせる。 <input type="star"/> ワークシートから児童の気づきについて指導の評価を行う。	誘いの事例は、教師が行う。 発見がんばりカードとしてのワークシートを工夫したい。 ※次時につなげるために、毎日の登下校の様子を資料として見せる。

3 A小学校 第4学年学級活動

1 活動名 「休み時間の安全な過ごし方」

2 本時のねらい

○休み時間における危険の原因や事故の防止について理解し、日常の生活の中に潜む様々な危険に気づき、自ら安全な行動をしようとする。

3 展開

学習活動	支援(★)と評価(☆) 安全に関する支援(※)
1 前時の学習を振り返り、学校生活では、どんなときにどんなところでけがが起こっていたか思い出す。	★※クラスの統計資料などを提示し、休み時間にけがが多いことを再確認させる。 ☆振り返って発表できたか。
2 これまでの生活を思い出し、けがの経験について発表する。	★※写真を使って、ふだんの自分たちの行動をじっくり思い出させ、いろいろな原因を考えさせる。
3 学校生活(休み時間)でのけがは、どんな原因で起るのか考え発表する。	★ 1つの場面でも、いろいろな防止方法があることに気づかせ、考えさせる。 ☆様々な危険の原因及び防止方法について理解できたか
4 学校生活でのけがの防止方法を考え発表する。	☆日常の生活の中に潜むいろいろな危険に気づき、安全な行動をしようという意識が高まったか。
5 これからの学校生活(休み時間)の過ごし方について考える。	

4 C中学校 第1学年学級活動

1 題材名 「危険から身を守る」

2 本時のねらい

○過去の事件の事例を知り、近年の状況を理解することができる。

○危機を予測し、起こりうる犯罪から身を守る方法等を考えるとともに、犯罪に直面した場面を想定し、危険を回避する行動を実践することができる。

○班で話し合いを深め、日常の生活を振り返るとともに、望ましい行動のあり方等について発表する。

3 展開

	学習活動	指導上の留意点	資料
導入	<p>1 本時の学習のねらいについて説明するとともに、講師の紹介を行う。</p> <p>2 事前のアンケート調査の結果から考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校中などの危険についてどのように行動したらよいか。 →「わからない」の回答が多い。 <p>3 過去の学校侵入事件について、事例から学ぶ。</p> <p>県内の現状を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の犯罪認知件数の増加 ・県内の声かけ事案や不審者等の現状を知る。 <p>※事前アンケート結果を振り返る。</p>	<p>○本時の内容について理解させ、真剣な態度で臨む意識をもたせる。</p> <p>○防犯に対する生徒たちの意識の現状を確認させる。</p> <p>○報道された事件は、特異なことではないことに気づかせる。</p> <p>○自分の身近にこのような犯罪が起こる可能性があることを理解させる。 (未成年者被害資料など)</p> <p>○生徒の防犯に対する意識を問う「自分の身近な危険について」</p>	事前に講師との打合せを行う。 アンケート結果 資料はテープなどの視聴覚機器を利用すると効果的である。 ※事件の概要については、生徒の心理的状況に配慮する必要がある。
危険な場面に直面したとき、身を守るためにはどうしたらよいか?			
展開	<p>*ゲストティーチャー (G T) のシミュレーションを見て、危険な所を考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><パート I ></p> <p>ケース1 不審者に声をかけられたら</p> <p>ケース2 学校内で第一発見者だったら</p> </div> <p>①個人で危険を探し、カードに記入する。</p> <p>②個人で探した危険を班で話し合い対策を考える。</p>	<p>○危険を予測する力とその危険から回避する望ましい方法に気づくよう支援する。</p> <p>○考察を深めるため、ケース1とケース2を考える班に分ける。</p> <p>○机間指導により、適切な支援を行う。</p>	ワークシート (個人・班→振り返りができる内容に工夫する)

	<p>③班で考えた対策を発表する。</p> <p>* G Tとのロールプレイングを行い、危険の防止・回避するための実践を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><パートI></p> <p>ケース1 不審者に声をかけられたら</p> <p>ケース2 学校内で第一発見者だったら</p> </div> <p>①班で考えた対策をもとに、G Tとのロールプレイングを行う。</p> <p>②各班員が行うシミュレーションについての感想は、順番で担当者を決めて記入していく。</p>	<p>○生徒の発表に対して、G Tから指導助言してもらう。</p> <p>○班で話し合った対策と助言内容を生かした危険回避の行動となっているかを確認しながら、進めていく。</p>	<p>個人のカードと班のカードを用意してもよい。</p>
まとめ	<p>*本時のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本時のねらいの再確認をする。 →今まで、自分が考えていた防犯についてどのような面を改善しようと思いましたか。 ・様々な防犯知識の習得 →様々な防犯知識を知り、日常の生活にどのように生かしていこうと思いましたか。 ・G Tへの質問 →日頃の疑問はないですか。G Tの先生に聞いてみたいことについて、質問してください。 ・個人カードへ“これから行動”について記入する。 	<p>○生徒を生かすシミュレーションとなるようにG Tとの事前打合せを十分に行う。</p> <p>○日頃の危機管理意識が大切であることに気づかせたい。</p> <p>○具体的に危険に遭遇したら、逃げることも大切な勇気である。</p> <p>○日頃の生活行動で、すきを見せない行動が大切である。</p> <p>○自他の命の大切さを再確認させる。</p> <p>○地域の人々へのあいさつや声かけがいざとなったときに大変役立つことを理解させる。(子ども110番の家)</p>	<p>個人カード</p>

※ゲストティーチャーには、安全・安心まちづくり推進課「くらし安全指導員」の方にお願いする。

※ロールプレイングは、声をかけられた時の対応と発見者だった場合について実践練習する。

声かけの例

- ・道を尋ねられたとき
- ・誘い
- ・車からの声かけ
- ・緊急を装う（家族等が事故に！）など

5 小学校・中学校 学校行事（健康安全・体育的行事）

不審者対応訓練実施計画の例

1 日 時 平成 年 月 日 () 10:00～10:15

2 ねらい ○不審者の侵入に対応して、教職員が児童の安全を守るため、互いに連携を図りながら沈着冷静かつ敏捷に行動できるようにする。

○児童の安全を守るため、安全保持の態勢を整えるとともに、児童自身が自分の身を守るために、落ち着いて素早く行動できるようにする。

3 想 定 ○児童在校中に不審者が侵入し、技術室前で発見されたが、説得に応じず西階段を経て、校舎内（3階）まで乱入。

4 展 開 ●：職員の対応 ◎：管理職の対応 ☆：対応可能な設備であれば実施

時程		教職員の動き・対応	児童生徒の動き	留意点
10:00	① 不審者侵入	<p style="text-align: center;">不審者が技術室前廊下を校舎内に向かって歩いていく</p> <p>1 不審者（1名）発見（技術室前） ○発見者が声をかける。 「どちらにご用ですか」</p> <p style="text-align: center;">声かけに応じず、校舎内に侵入</p> <p>○大声を出しながら、職員室に侵入の連絡をする。（防犯ベルを鳴らしながら移動）</p>	<p>・各教室にて、通常の授業中</p>	<p>・職員室へ誘導できるよう丁寧な対応</p> <p>・不審者の言葉や態度持ち物等の把握を行い、凶器の所持についての報告</p>
10:01	② 不審者	<p style="text-align: center;">不審者が西階段を上がり、児童生徒のいる教室に向かう</p> <p>2 不審者と判断し、防御対策実施 *対策本部設置</p> <p>○非常サイレン（ベル）を鳴らし不審者侵入を報せ、緊急放送で、防御指示を出す。（教頭）</p> <p>○110番通報をする。（校長）</p> <p>○担任は、教室内外の児童を教室内に隔離し、施錠をする。</p> <p>○放送者以外の職員やA職員は教室施錠後、直ちに3階に駆けつけ、不審者対応にかかる。</p>	<p>「訓練、訓練、1階廊下で異常発生。侵入者が西階段より3階へ向かいました。警備隊は大至急3階へ集結してください」</p> <p>☆なお、教室は施錠してください。（繰り返し）：教頭</p> <p>・サイレン（ベル）と緊急放送を聞き、机の下にもぐる。</p> <p>☆防災頭巾あればかぶる。</p>	<p>☆二次被害防止のため、施錠を優先を行う。</p> <p>・廊下等の教室外にいる児童生徒を、大至急教室に誘導する。</p> <p>・B職員は、隣室の施錠確認やパニック児童生徒が廊下へ飛び出すことを制止する。</p> <p>A職員：不審者対応 B職員：児童生徒管理対応</p>
30秒以内の迅速な対応の移動・乱入				

時程		教職員の動き・対応	児童の動き	留意点
		<p>○B職員は、学年前の廊下に防御用の机（長机）等を持ち、不審者の乱入阻止に備える。</p> <p>○教室用の鍵は、各担任が責任をもって保管（当面は、教師用事務机の薄型大引き出しの左隅）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 机の下にもぐった児童生徒は、両手で机の下をしっかりと握っている。 放送または担任の指示があるまで、じっとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 防御用の長机は、各教室の黒板右下に常時置いておく。（ヘルメットは、その上に置く） 学年外の職員もA B担当を決めておく。 職員はヘルメット着用
<p>* 今回の不審者については、県警の職員に依頼したが、3階の廊下で警備隊と小競り合いをするように想定する。不審者は、大声を出したり、凶器を持って廊下の掲示板を叩いたりして児童生徒へ威嚇をし、臨場感を出してもらう（小学校1・2先生は除く）。警備隊も声を出して対応する。</p>				
10:03	③ 不審者取り押さえ	不審者を3階トイレ方向に追いつめ、駆けつけた警察官により身柄を拘束され、引き渡す。		
		<p>○A職員は防犯用具（さす又）を持参し、協力して不審者を児童から離れた方向に追いつめる。</p> <p>○校長（教頭）は、緊急放送で児童生徒の冷静な行動をはかるよう指示を出す（出し続ける）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童はサイレン（ベル）鳴動後も放送の指示を聞いて、その指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 制御効果のある器具として、消火器の持参も考えられる。（今回は不使用） A職員指揮者は、不審者逮捕を本部に連絡する。
10:05	④ 安全確認・児童生徒のケア	不審者引き渡し完了（安全確認）後、児童の心のケアを行う。		
		<p>○校長は、不審者引き渡し確認後、児童に校内の安全確認を知らせ、体育館に全員を集合させる。</p> <p>○校長は事件の概要説明と児童の心のケア（今回は、不審者対応に対する児童心構えや緊急時の行動の仕方等）について話をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全校放送の指示に従い、担任の引率のもとに、体育館に入る。 校長の話を聞き、不審者対応に対する自分の行動について振り返り、心構えをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室で児童の確認後、整列させ体育館に引率する。（出席簿持参） 体育館で、各担任は人員報告を教頭に行う。
10:15	ア	○訓練終了		・順次教室へ戻る。

5 事前・事後指導

- ・学級担任は、児童生徒に不審者侵入訓練があることを知らせ、緊急放送や担任（教職員）の指示に基づいて落ち着いて行動するように指導しておく。
- ・学級担任は、非常サイレン（ベル）が鳴動した場合、机の下にもぐるよう指導しておく。（実際に、何回か練習する）

なお、机の下にもぐることについては、ガラスの飛散等や不審者を刺激させないため、また、安全教育の一環として非難行動と結びつけるための行動であるととらえる。

- ・事後指導は、発達段階に応じて、その都度状況に応じた行動をとる必要があることを理解させる。

6 訓練から考えられることや今後の課題

①教室の内側からの施錠の必要性については、不審者の立てこもりの可能性も考え、十分検討が必要である。

②防犯器具の教室配備と場所

(例)

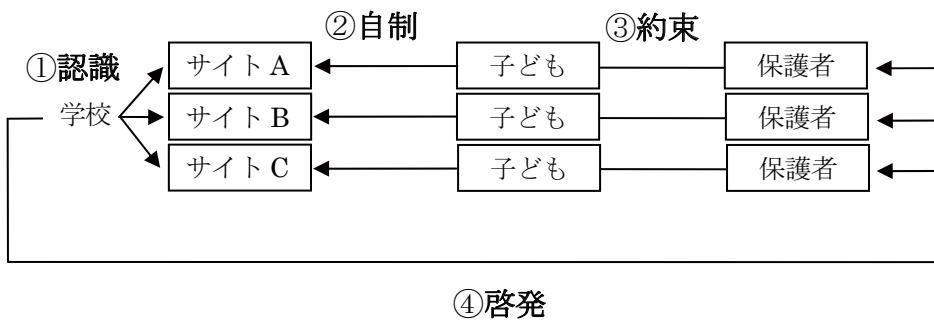
- ・防御用長机の教室配備と場所
- ・防犯ベルの携帯または教室内設置場所の工夫
- ・さす又（または、代用品としてプール清掃時の水切りモップ）

③より実質的な対応策の確立とそれに必要な設備・器具等の配置計画及び設置場所の設定が必要となる。

●コラムC：気づかないリスク — 学校非公式サイト(裏サイト) —

文部科学省から平成20年3月に出された、「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書」によれば、「スレッド型学校非公式サイト(匿名掲示板)の地域版の利用率は関西、九州、沖縄など西日本が52パーセントと多い傾向にある」とある。そういったサイトへは卑猥な画像や、誹謗中傷やデマなどの書き込みがなされ、有害な情報がそこから発信されている。「ブログ」・「プロフ」・「リアル(脈絡の無いつぶやきをリアルタイムで文字化・ブログ化したもの)」等と呼ばれるものに、そういった情報が今後も含まれていく可能性が大きい。

しかし、そういった児童生徒の成長に不適切な情報を選別し、管理するのは困難である。情報が絶えず更新され、児童生徒一人ひとりまで教職員の管理が及ばないことが理由として挙げられる。また、児童生徒は不特定多数の人間とサイト内で一種の「コミュニティ」を形成し、そこに大人には入り込んで欲しくない「秘密基地」のような思いを抱く。そのため、ネット上で何が起こっているのかさえ、教職員や保護者にはわからない状態なのである。上記の調査協力者の一人である下田(2008)によれば、以下のような対策を学校側が講じる必要性を強調している。それを主に参考にして、まとめると下記のようになる。



①【認識】：教職員が有害サイトの実態、またはそれに関する情報を知ること。

②【自制】：全校集会などの機会に、児童生徒に対して、有害サイトへのアクセス・利用は、犯罪者にも、犯罪被害者にもなりうるリスクへつながる事を説明する。実際に子どもが巻き込まれた事例や、犯罪につながった事例などを説明する。ただし、裏サイトの使用や携帯電話の持ち込みなどを頭ごなしに否定すると、却ってエスカレートして逆効果になる場合もあるので、戦略的に対応すること。

③【約束】：携帯電話にフィルタリング機能を予め設定することや、時間帯を決めて使用させるなど、子どもとの間で利用に関する「約束」を設定する。勉強の妨げや、長時間使用など、子どもが「約束」を破った場合には、「解約もしくは利用停止する」といったペナルティーを決める。

④【啓発】：携帯電話の利便性は認めつつも、携帯電話を買い与えた保護者にもリスクを引き受けるだけの覚悟と責任が伴うことを強調する。学校の教職員だけでは対応が困難であることから、携帯電話使用に関する危険性や学校裏サイトから我が子が標的にされる恐ろしさ等を説明し、保護者・教職員の意識改革を図っていく。

6 児童・生徒の心のケア

【クライシスマネジメント】

学校内外で事件や事故、災害が発生し、子どもが、その状況に対処できない状況（危機状況）に陥った場合には、速やかに心のケアをし、子どもの精神的安定を図っていかなければなりません。

(1) 学校内の心のケアの体制づくり

- ① 適宜、職員会議を開催し、状況の把握と児童・生徒の心身への影響や対応策について共通理解を図ります。
- ② 家庭訪問等を通して、児童・生徒やその家族の状況確認を行います。
 - ・体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどの確認
 - ・配慮を要する児童・生徒の情報の収集と、必要な対応策の検討
 - ・関係機関との連絡調整
- ③ 健康相談活動を行います。
 - ・心の健康状態を把握するアンケート調査等の実施
 - ・相談機関による個別相談の実施
- ④ 心のケアに関する専門的な情報収集と共通理解を図ります。
- ⑤ 心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていきます。

あなたの学校では児童・生徒の心のケアのためにどのような体制を整えていますか。

memo

(2) 時系列による影響の特徴とその対応

	症 状	対 応
急性反応期 (事件後 2 ~ 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・不安と恐怖感・抑うつ ・不安・絶望・過活動 ・ひきこもり等 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全の確保 ・外傷など身体的問題の手当
身体症状期 (事件後 1 週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧等 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況のチェック ・受容的、支持的に対応
精神症状期 (事件後 1 ヶ月間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「そう状態」になったり「うつ状態」になる ・注意集中が困難、多弁・多動、攻撃的、罪悪感 	<ul style="list-style-type: none"> ・訴えをよく聞く ・言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる ・必ず元に戻ることを伝え安心させる
外傷後ストレス障害 (PTSD) (事件後 1 ヶ月以後)	<ul style="list-style-type: none"> ・事件を再体験する症状（事件ことを思い出したり事件の夢をみたりする） ・回避しようとする症状（事件を思い出したくない、事件の起きた場所や状況を避ける） ・覚醒レベルの亢進した症状（寝付きにくい、集中しにくい、警戒心が強くなる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話を十分に聞く ・子どもが気にしていない症状は、積極的に取り上げない ・遊びと運動を増やし、家族・学校・地域社会の人間関係を良好にする ・重症の場合、精神科医等の専門家との連携も必要
遅発性PTSD (事件後数ヶ月以後)	<ul style="list-style-type: none"> ・事件後、症状が現れなかったり、一時的に不安や恐怖が認められていても症状が消失していた子どもが、数ヶ月以上経過した後にPTSDの症状を現す ・睡眠障害、集中困難、焦燥感 	<ul style="list-style-type: none"> ・事件発生時と同じ条件や類似した状況に遭遇すると再び不安定になるので、日頃から注意深く観察し、安心させる状態を準備しておく
アニバーサリー反応	<ul style="list-style-type: none"> ・事件があった 1 年後や 2 年後などの同日が近づくと、子どもが不安定になり、種々の反応を示す場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その日が近づくと、反応を生じる可能性があることを保護者にも伝え、対応方法を考えておく。 ・追悼式等の行事を行う場合は注意する。

【参考 「非常災害における子どもの心のケアのために〈改訂版〉」（平成15年8月文部科学省）】

(3) 発達段階ごとの子どもの注視すべきサイン

	小 学 生	中 学 生	高 校 生
退行現象	<ul style="list-style-type: none"> ・親に食べさせてもらおうとしたり、着せてもらおうとしたりする。 ・親の気を引こうとしたり、しがみついたりする。 ・ちょっとしたことでめそめそしたり、怖い夢を見たりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気を引こうとする。 ・手伝い等、それまでできていたことができなくなる。 ・落ち着きがなくなったり、物事に集中できなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な関心や活動への興味が減少する。 ・責任ある行動が欠如する。
生理的反応	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛や頭重を訴える。 ・目がかすむ等の視覚障害、聞こえにくい等の聴覚障害を訴える。 ・吐き気を訴える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛や腹痛を訴える。 ・食欲が低下したり、食べ過ぎたりする。 ・便秘や下痢をしやすくなる。 ・寝付きが悪くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛や腹痛を訴える。 ・食欲不振や過食になる。 ・排尿、排便障害になる。 ・睡眠障害が起こる。 ・月経痛や月経不順になる。
情緒的反応	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きがなくなる。 ・反抗したり、攻撃的になりやすい。 ・注意の集中が困難になる。 ・学校や家庭での人間関係を避け、ひきこもりがちになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間とのつきあいを嫌がる。 ・いらいらしやすくちょっととしたことで激怒したり粗暴になったりする。 ・それまで好きだった趣味等に興味を失う。 ・感情が抑うつ的になり、悲しくなったり涙もろくなったりする。 ・反社会的行動が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的活動レベルの亢進又は低下。 ・自分で計画を立てたり、実行することが困難になる。 ・不満足感や絶望感が見られる。 ・家族や仲間から孤立したり、飲酒等の行動に陥る。 ・盗みや破壊などの反社会的行動や家族、仲間への過度の攻撃性が見られる。
対応の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話をよく聴く。 ・甘えたり反抗的になっても、あわてず長い目で見守る。 ・できるだけ言葉かけをし、手伝い等を通じてふれあう機会を多くもつ。 ・子どもが嫌がることは強制しないようにする。 ・遊びや身体活動の機会を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち込んでいる子どもには、教師や友だちが支援しているという姿勢を伝える。 ・学級等の集団で、それぞれの子どもがどのような心理状態にあるかについて話し合い相互理解を図る。 ・友だちと楽しく遊んだり話し合うように言葉かけをする。 ・勉強や手伝いができなくなつてもしばらく静観する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静観し、温かく見守る。 ・家族や仲間と事件時の体験を語り合い、励ましあう。 ・飲酒等の行動が認められたり、うつ状態になって自殺をほのめかす場合には、専門機関と連携をとる。

* 身体的訴え（頭痛、吐き気、嘔吐など）が認められた場合、身体の精密検査を行い、症状が発見されればその治療を行う。また精神面への配慮を行う。

【参考「非常災害における子どもの心のケアのために〈改訂版〉」（平成15年8月文部科学省）】

II. 管理職編

1 校長（管理職）に求められる力とは

【リスクマネジメント（組織体制）】

学校の危機管理の成否は、組織のリーダーである校長にかかっている。

組織を危機から救うのも、窮地に追い込むのも校長したいであり、危機対応時の校長の役割は非常に大きいことは言うまでもありません。

このように重要な役割を担う校長（管理職）には、次のような力が求められます。

【校長に求められるリスクマネジメントの資質・能力】

○危機を見抜く洞察力

- ・発生した問題、あるいは、まだ潜在化している問題を「危機」としてとらえる力

○事態の收拾に立ち向かう瞬発力

- ・事態收拾のために迅速に行動する力

○的確な対応への情報収集能力と意思決定能力

- ・危機にかかる様々な情報を収集し、それをもとに取るべき方策を決定する力

○社会に対する説明能力

- ・限られた時間内に、状況がよくつかめない多くの人々に対して、理解できるよう
に分かりやすく状況を説明する力

【クライスマネジメント（組織対応）】

危機発生時の組織運営は、トップダウン型である。

学校が危機の発生を認識することは、危機管理体制の発動に踏み切ることであり、通常の組織運営からの切り替えを意味しています。

通常、学校は教職員の意見を調整しながら、会議を通して組織の意志決定を図るボトムアップ型、あるいは、ミドル・アップダウン型の組織運営を重視しています。

これに対して、危機発生時は、組織のリーダーの決断が大きな位置を占め、併せて迅速な対応が迫られます。そのため、危機発生時の組織運営はその「危機」が大きいほど、対応としてトップダウン型が有効です。

ここでは、危機管理の体制ができているのか、またその意識が浸透しているかを診断するチェックリストを紹介します。

【管理職向けチェックリスト】

[把握・伝達]

- 教職員から報告・連絡・相談がなされたら、聞く時間を必ずとるようにしていますか。
- 教職員からの報告や連絡の機会を利用して、様々なアドバイスや意識的な質問をしたり現場をみたりすることによって、教職員一人一人の教育活動や事務の進捗状況などを把握していますか。
- 教職員に自分の考えを積極的に話していますか。

[サポート]

- 教職員に対し、トラブルが発生したら、管理職に報告させるように徹底していますか。
- 教職員の問題点や間違いに気づいた時には、タイミングよく指導するようにしていますか。
- トラブル発生時には、解決のための行動を率先して起こしていますか。

[意識づけ]

- 教職員のミスや失敗に対してフォローやアドバイスしていますか。
- 他の学校で発生した不祥事や事件・事故の情報について、教職員に話していますか。

[環境の変化]

- 現在行っている教育活動が、開始時と比べて、社会情勢等の変化により、保護者の理解、経費の増加等、何か問題を生じる可能性はありませんか。

[法律等の改正]

- 教育活動や業務を実施する際に根拠としている法令等について、十分な注意を払っていますか。
- 法律・条例・規則等の改正は行われていませんか。
- 国・県等から、新たな通知や通達が出されていませんか。
- 訴訟等にかかる新たな判決が下されていませんか。

2 危機発生時の管理職のリーダー行動

【クライシスマネジメント】

危機発生時の管理職の校内における主なリーダー行動をまとめると次のようになります。

- ① 危機を招いた教職員を“その場”で叱らないことです。
 - 「叱る」と“本当の事実”を話さなくなります。
→大切なのは「事実の掌握」と「原因の究明」です。これらが不十分だとリーダーの判断ミスを招きます。
 - 部下を「叱る」ことと、「処分」は1ヵ月後、3ヵ月後でもできます。
- ② まずは、事態に臨む基本方針や何をなすべきかということを、教職員全員に対して明確に示すことです。
 - 危機発生に伴い、教職員の気持ちは揺れ動き、組織も不安定になります。そこで、リーダーが教職員になすべき方向性を速やかに示して、組織に精神的な安心感を与えることが大切です。
- ③ 様々な対応案の中からより効果的に危機を処理しうる手段を選択することです。
 - まさに危機管理の中核をなす営みと言えます。
- ④ 事態の推移によって生じた結果について、全責任を負う姿勢を示すことです。
 - このようなリーダーの姿勢は、組織の安定や連帯感の醸成を図る上で、大きな役割を果たします。
- ⑤ 教職員へ危機の経過、取組の進捗状況を説明する。
 - “危機”の中、深刻な不安をかかえ事態の推移を見守る教職員に対して、経過報告は欠かせません。
- ⑥ 危機が終結したときは、そのことを組織内外、とりわけ教職員に向けて明確に示すことです。
 - そのねらいは
 - ・特異な組織運営から日常の組織運営へ切替えるため
 - ・組織のストレスの解消を図るため
 - ・次に発生するかもしれない危機を見落とさないため
- ⑦ 危機の終結後は、組織が危機に至った原因を解明し改善策を検討します。
 - 危機の原因の究明と改善策の検討を怠れば、再び危機に見舞われることになります。
- ⑧ 危機管理を通して得た教訓を伝え、広く学校関係者の共有財産とすることである。
 - 学校で発生する危機の中には、似たようなことが繰り返されるものがある。一つの学校の危機管理を教訓として残し共有化を図ることが大切です。

●コラムD：クレーム対応 テクニック編

①「魔法のお茶」：クレーム対応は誠意をもって迅速・的確に対応することが望されます。本テキストでも紹介した通り、クレーム対応のゴールは、「保護者と教師が互いに信頼し合い、問題を共有し、お互いが知恵を出し合って子どもの教育にあたっていく状態にすること」です。しかし、保護者が直接学校に乗り込んでくるケースもあります。その場合、そのまま面談に移ったのでは、ますますヒートアップして事態の收拾・解決になかなか結びつかない事にもなりかねません。

そんなときに、お茶や水をお出しして、一言「どうぞ」と添えます。怒鳴り込んできた保護者も、一緒に言葉も飲み込んでしまうかは定かではないですが、一端落ち着いてから、伝えたいことを説明されるようになります。一杯のお茶や水に、人を落ち着かせる魔法のような効果があるようです。

勿論、お茶や水に限った効果ではないですが、ここで大事なことはとにかく落ち着かせることです。言葉で「まあ、落ち着いてください」と言って、却って刺激するよりは、お茶や水を飲んでいただく効果の方が大きいのかもしれませんね。

②「記録を取る」：なぜクレームを付けてきたのか。一体学校側に何を求めているのか。それを察し、理解するためには、情報の行き違いを避け、問題の共有化を図ることが大切です。しかし、目の前にＩＣレコーダーが置かれると、途端に身構えられてしまい、問題の核心に迫れない事にもなりかねません。また、相手に不快感を与えててしまうかも知れません。

情報の取扱いには細心の注意が払われなければならない昨今、記録を取る作業には相手方の一応の「了解」が必要となりますね。そんなときに、「すいません。情報を整理したいのでメモを取ってもよろしいですか？」や、「最近忘れっぽいものでして、要点だけメモを取らせていただいてもよろしいですか？」といった言い回しで、了解を取るといいかもしれません。そういうメモが双方の思いの共有化を図るためのツールに化けるかも知れませんね。



3 教職員の意識改革と危機管理能力の育成

【リスクマネジメント(教職員への意識付けと能力育成)】

危機管理を推進する上で、教職員の危機意識と危機管理能力を高めることが極めて重要です。危機意識については、前述のとおりですが、もし、教職員が危機に対して楽観的であれば、教職員の意識改革を図る必要があります。また、教職員に必要とされる危機管理能力とは、次のような力と考えられます。

危機を鋭敏に察知し、また危機に直面してもあわてずに平常の状態（子どもたちがよりよく学ぶための環境を確保した状態）へ戻す効果的な対応をするための判断力と行動力

このような教職員の意識改革や危機管理能力の育成は、管理職の重要な役割の一つです。このために管理職はチェックリストを使用して教職員の危機意識を診断することができます。このテキストの巻末には参考例として教職員向けのチェックリストを掲載しています。このほか、管理職は次のような方策をとることができます。

(1) 危機対応をスムーズにするための研修

学校の危機対応の現状から、教職員の対応の問題が指摘されています。具体的には、次のようなことが挙げられます。

- ・教職員の危機管理意識が十分でなかった。
- ・混乱した状況のなか、教職員相互の連絡や情報収集が不十分で事実の把握に時間がかかった。
- ・マニュアルの定期的な見直しやシミュレーションが行われていなかったため、対応についての基本的なことが理解できていなかった。
- ・自分の役割は理解していたが、対応全体を見通した視点をもっていなかったため他者との連携がうまくいかなかった。

このような教職員の問題を解消し、危機対応をスムーズにするためには、教職員の危機意識や危機管理能力を高めなくてはなりません。そのためには、管理職がリーダーシップを発揮し危機管理に関する職員研修を実施することが必要です。

研修の内容としては、「危機管理の理論研修」「危機管理マニュアルの作成・見直し」「マニュアルの模擬訓練」等があります。

- ①「危機管理の理論研修」では、危機管理の概論や事例研究、心のケア等が内容として考えられます。
 - ②「危機管理マニュアルの作成・見直し」では、参画型の研修を通して、教職員の当事者意識や役割の自覚を促します。
 - ③「マニュアルの模擬訓練」では、危機対応の実践力、とりわけ教職員一人一人が時系列で他の担当と関連を図って任務遂行ができるようにします。
- また、訓練によって得られた課題をもとに、マニュアルをより機能するものに改善していくことも重要です。

(2) 機能する危機管理マニュアルづくり

① 危機管理マニュアルの課題

「危機発生時の緊急対応」の際に、各学校が定めている危機管理マニュアルが、十分に機能しないとの指摘があります。その主な理由として次のようなことが挙げられます。

- 想定していた以上の危機が発生し、マニュアルの対応では不十分であった。
- 教職員の役割分担が、実際にはマニュアルどおりにならなかつた。
- 必要な対応の手順や内容の記述が不十分であった。
- 今日的な危機に対応した、また学校の実態を踏まえたマニュアルになっていなかつた。

② 「危機発生時の緊急対応」作成上の留意点

ここでは、前述したような「危機管理マニュアル」の課題を解決するために、マニュアル作成上の留意点について考えていきます。

主な留意点としては、次の4点が挙げられます。

ア 最悪のケースを想定すること

緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携等、組織的な対応が必要なケースを想定して作成します。

イ 必要な対応、手順を明示すること

マニュアルは、文章で示したものやチャート図等、様々な形式が考えられます。どの形式であっても、緊急時の対応や手順、役割分担等の必要事項を明記することです。

また、状況によって対応順序が変化したり、教職員の臨機応変な対応が求められますので、マニュアルが絶対的なものではないことを理解しておかなければなりません。

ウ 関係機関等の連絡先を明示すること

生命にかかる事件・事故等、一刻を争う場合に備え、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成・掲示するなど、速やかに関係機関に連絡できるようにしておくことです。

エ 関係機関から助言を得ること

学校の実情を踏まえながら、警察、消防、学校医等の専門的な立場からの助言を得てマニュアルを作成することです。

③ マニュアルには「平常時の危機管理」を盛り込む

危機管理マニュアルの作成にあたっては、できれば、前述(3頁)の学校の危機個々について、マニュアルを作成するとよいでしょう。

そしてマニュアルには、次の二つの内容を盛り込むことが大切です。

「緊急時の危機管理」と「平常時の危機管理」

ここでは「いじめ」の危機管理マニュアルを紹介します。

「いじめ」危機管理マニュアル（例）

A小学校5年生のB子は、同級生の男子のグループから「きたない」などと言われたり、無視されたりするなどのいじめを受けていた。担任はそのいじめについて、いじめた児童や学級全体に指導を行い、いじめは解決したと思っていた。

しかし、担任の知らないところでいじめが継続しており、B子は保護者に、「いじめられているので学校に行きたくない。」と訴えた。その訴えを聞いた保護者から、校長に学校の指導の不十分さについて強い抗議があった。

1 事例の分析と課題

- (1) いじめられた児童は心理的に非常に追い詰められた状況となる。本人の立場に立って共感的にかかわり、心のケアを図ることが求められる。
- (2) この事例では、いじめに対し、担任だけで対応していたと考えられる。いじめの指導に当たっては、学校全体で取り組み、組織的に対応していくことが求められる。
- (3) 担任による今までの指導経過から、保護者との連携が不十分であったと考えられる。誠意ある対応により信頼回復を図り、協力関係を築くことが必要である。

2 緊急時の危機管理

〔いじめに対する基本姿勢〕

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと。

「いじめられている 子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと。

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと。

(1) いじめられた児童からの事実確認及び保護者への対応

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。

〔児童〕

- ・保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
- ・児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

〔保護者〕

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるよう、教師の情報連絡体制を整える。

(3) いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。

- ・いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の児童から聞き取る際には、例えば、グループで面接し、「困っている友達はないかな」などの問い合わせから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

(4) いじめた児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・児童に、確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取組を考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。

(5) 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(6) 指導の継続

- ・担任は、いじめられた児童やいじめた児童の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して児童の成長を見守る。
- ・関係した児童の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

(7) 関係機関との連携

- ・児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。
- ・暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

3 平常時の危機管理

(1) いじめに関する校内体制の確立

いじめに関する委員会等を設置し、教師の認識を高める取組や、悩み調査を実施する取組、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取組を充実する。また、いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を、日ごろから折に触れ、児童生徒に示す。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

児童会・生徒会活動や学級活動等を通じて、いじめを見かけたら、児童生徒がその場で注意するとのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

(4) 保護者・地域との連携

保護者や地域からの情報が得やすいように、例えば登下校の様子等について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。

4 教職員の心のケアについて

学校で事件や事故が起こり心的外傷が生じたり、心身の過度の疲労のために業務の遂行に支障が生じたりしている教職員には、次のようなサポートが必要です。

カウンセリングによる心の支援

心の支援として、カウンセリングがあります。しかし、教職員によっては、カウンセリングを受けることに抵抗をもつ人がいますので、管理職はカウンセリングについて教職員の理解を深め、速やかにカウンセリングが受けられるよう配慮する必要があります。また、管理職はカウンセリングを受けることのできる機関や電話による相談機関についての情報を得ておくことです。

仕事の分担・支援

疲労困憊状態にある教職員に対し、管理職や他の教職員同士で仕事や対応を分かち合うなどの手助けをしていくことです。

専門家による助言

専門的な知識や助言など、有益な情報を伝えて支援していくことです。子どもの心のケアに対して専門家からの助言をもらうコンサルテーションなどは、教職員にとって今後の取組の方向性を得ると同時に精神的負担の軽減にもつながります。

管理職の評価・賞賛

その人の考え方や行為を認めることです。人間は人から認められたいという承認欲求があります。危機状態にある学校や子どもへの対応に対して精一杯取り組んでいる教職員にとって、管理職からの労いの言葉はかけがえのないものです。

十分な休養

日常の業務から外れて十分な休養をとり、医学的・心理学的な援助を受けることも考えておく必要があります。業務から外すことに対しては、強い抵抗を感じることがありますが、それが結果的には教職員のため、ひいては子どものためになることを理解しておく必要があります。

●コラムE：教員の心のケアについて

1. いくつあてはまりますか？

- ①仕事にとても熱心に取り組む
- ②責任感が強い
- ③はじめである
- ④几帳面である
- ⑤正直である

この5つは、子ども達にいつも指導している特性だと思います。子ども達のモデルになる先生方もこのような特性を持っておられる方が多いのではないでしょうか。しかし、これはうつ病になりやすい人の特性と深い関係があります。心の病で休職・退職する先生方は増加の一方向です。心の健康を保つコツを考えてみましょう。

2. ストレスって何？

「ストレス」という言葉は、今では、誰でも知っています。ストレスには次の3つ意味があります。①ストレッサー（ストレスの原因）、②ストレス反応（抑うつ感などの心と腹痛・頭痛などのからだの反応）、③ストレス抵抗力（同じストレスがかかっても個人差がある）。仕事上のストレスでも、人によって、気にしない人と強いストレス反応を示す人がいます。NIOSHの職業性ストレスモデルによれば、仕事のストレッサーとストレス反応の間に、①性格などの個人的要因、②趣味を持っている等の仕事外の要因、③サポートしてくれる同僚がいる等の緩衝要因が関係しています。

3. 心の健康を保つコツ

どうしたら、ストレス反応を抑制できるでしょうか。心の健康を保つためのコツを紹介します。

(1) 健全なあきらめ

ある程度やったら、「まあ、いいか。」と思うことも必要です。「健全なあきらめ」は心を楽にしてくれます。

(2) カタルシス

緊張したり、不安が高まった後に、誰かに話しかけると「ほっとする」ことは誰にでも経験があると思います。人に悩みを話すことはとても大切なことです、上手な聴き手が必要です。頷きながら、ただ聴いてあげることで充分なのですが、教師はどうしても、話を聞くと指導したくなるようです。

「聞くこと」が授業力アップにも繋がるのですが・・・。

(3) スイッチのオン・オフ

24時間、土日も「先生」では、先生も疲れてしまいます。仕事がたまっていても、どこかでオフにして、自分の時間を過ごすことは、心の健康にはとても大切です。結果的には、仕事も渉ります。

(4) 距離を持つ

しんどくなったら、仕事から「距離を持つ」ことが必要です。心理的距離が自分で持てない人は、日常空間と違う所に小旅行をしましょう。

(5) いい加減に生きる

適当にするという意味ではありません。仕事と自分の心のバランス(程よい具合)を保ちながら生きることです。

(6) 相談の壁は自分の心の壁

誰かに相談することは勇気がいることです。しんどくなったら、家族に、同僚に、管理職に相談することです。それでも解決しない心の問題は、臨床心理士がいる相談機関や心療内科・精神科にちょっと勇気をだして行ってみましょう。話を聴いてもらう、薬を処方してもらうだけで、楽になることが多いものです。

教師の心の健康を保つために必要なことは、職場でのコミュニケーションです。

皆さんの職場に仕事以外の日常会話・笑いがありますか？

5 マスコミ対応

(1) マスコミ対応の基本的な考え方

「事件・事故、災害等の発生」「不祥事の発覚」などの緊急事態に際して、学校側が主体性をもつて実施する情報発信の一手法が「緊急記者会見」です。

緊急事態が発生・発覚すると、テレビや新聞などのマスコミが学校に、“情報の提供”を求めて押し寄せてきます。これらマスコミの取材の結果が、記事やテレビニュース等の報道となって、社会に様々な影響を与えることは言うまでもありません。

そして、学校の緊急事態におけるマスコミへの姿勢と発言内容が、学校の広報態勢や危機管理体制の良否を如実に表し、その後の学校のイメージに大きな影響を及ぼすことになります。

緊急記者会見は、起こっている事象に対して、学校側からの一方的な主張を述べる場ではありません。社会が抱く「不安・不信」や「疑問・批判・非難」などに対して、真摯に応える場であることを認識し、事象について説明責任を果たせるよう対応しなくてはいけません。

緊急記者会見の四箇条

ア 「早期収束」の切り札である

- ・前向きにとらえ、積極的に活用する

イ 状況によっては「要求される」前に実施する

- ・大きな事件や災害などが起きると、その収束まで取材攻勢が一定期間続く。このままでは、学校への誤解や不信が大きくなると考えられるときには、メディアに求められる前に実施する。緊急記者会見の開催の遅れが、最悪の事態を招くことがある。

ウ どのマスコミにも公平に対応する

- ・マスコミに情報を提供する際には、どのマスコミに対しても公平に情報を提供する。

エ 「幕引き」であり、「幕開け」にしてはならない

- ・記者会見は一度で終える。“まな板の鯉”的スタンスに立ち、真摯な態度と発言を基本に臨むこと。
- ・「情報不足」「情報の出し惜しみ」「情報の隠蔽」「ウソ」「無責任発言」などが問題となり、報道の長期化を招く。

memo

(2) マスコミ対応のポイント

ア 教育委員会との連携・窓口の一本化

- ・マスコミ対応にあたっては、教育委員会の支援を要請し、学校または教育委員会がマスコミ対応の窓口となります。
- ・学校が窓口になる場合は、校長または教頭のどちらかになります。

イ 基本的人権を尊重する原則を貫くこと

- ・子どもや保護者のプライバシーや基本的人権に関わる点については慎重であらねばなりません。いかに公表を求められても、人権尊重の立場から発表できないことは発表できないことを伝え、その旨を明確に表明することが大切です。

ウ 外部に勝手に情報を発信しないこと

- ・管理職以外の教職員が、勝手にマスコミ等の外部に情報を発信しないよう全教職員に確認しておきます。

エ 記者会見の準備

- ・どの報道機関にも公平に情報を提供するために、**当番記者**に連絡する必要があります。

オ 記者会見及び取材は、市庁舎等、学校外ですること

- ・いったんマスコミを学校に入れると、すべてを入れなくてはならなくなります。

カ 記者会見に参加した記者や取材した記者の名刺を集約すること

- ・あとで、連絡が必要となることがあります。

(3) 緊急記者会見の基礎知識

(平成19年度教職員中央研修第1回管理職研修（第302回）危機管理研修より)

緊急記者会見の実施に当たって、事前に準備しておく資料として、ステートメントと想定問答集について述べます。

○ステートメント（説明資料）

会見当初にスポークスマンが表明する言葉を記した資料。記者が迅速かつ正確に“ことの次第”を理解できるような説明資料のこと。

○想定問答集（Q&A）

記者からの様々な質問を想定し、その回答を明記した資料。

ここでは、中学校の事例をもとにしたステートメントと想定問答集を紹介します。

① 事例 (A中学校)

A中学校の2年生は、6月5日から2泊3日の予定でB村のキャンプ場で宿泊野外活動をしていた。

事故が発生したのは、2日目の6日ハイキング中に発生した。

雨のため、初日に予定していたキャンプファイアも中止となっていた。野外活動体験プログラムは、C県の事業によって地元の森林組合が提供するもので、組合から指導者がつくことになっていた。

事故の前日の森林組合との打ち合わせでは、ハイキングは当日雨が降ったら中止すると申し合っていた。事故当日の午前6時から6時半の間に強い雨が降っていたので、森林組合の係長は、自ら電話をして中止を申し入れていた。

雨天時の対応は、事前の会議でいくつか出されていたが、事故当日「せっかくだから屋外体験させたい。」という意見が多数を占めたため、林道を巡るハイキングの距離を半分に縮め、実施することにした。「平らな林道だし、舗装もされている。去年もハイキングをした。生徒も楽しみにしていた。」というのが判断の理由であった。

また、このコースは、キャンプ場が発行したハイキングコース見取り図にも出ていた。

ハイキングは9時ごろ、2クラスの生徒80人と引率教師5名（F校長、1組担任兼学年主任D教諭、2組担任E教諭、G養護教諭、副担任H教諭）で出発した。生徒は列を作って進み先頭にはF校長、D教諭と最後尾にE教諭とG養護教諭、列の中をH教諭が歩いた。雨が降っていたため、生徒はジャージの上に雨がっぱを着て歩いた。

列の先頭が滝から引き返し始めた時、落石が発生した。10時30分ごろだった。

現場は、川に注ぐ深い谷の支流に沿った林道上である。山側は岩盤が剥きだしの法（のり）面が続く。その傾斜は見た目にはほとんど垂直である。また谷側は、急な崖が続き、ガードレールはなく、事故前にも林道のところどころには、この方面から落ちた石が散らばっていた。

2年生の男子生徒Dは列の真ん中を歩いていた。Dの後ろにいた男子生徒はIは「雷のような音がした後、F校長が「危ない」と叫び、真上を見ると大きな岩が落ちてきたのが見えた。直後、Dの頭部に直接あたって逃げるひまもなかった。」「最初に小さい石が落ちてきた。その後、大きな石が落ちてきて、Dにあたった。」と言っていた。

午前10時35分ごろに地元消防署にG養護教諭が通報した。11時ごろ救急車は現場に到着した。しかし、搬送途中にDは脳挫傷のため死亡した。

現場では高さ20mほどある斜面の最上部から縦1.5m、横60cm、厚さ30cmほどの岩盤が剥離して崩落が起こっていた。

Dが死亡したほか、生徒8人が怪我をした。

memo

② ステートメント（説明資料）

ア ステートメントの必須構成要素

- ① 謝罪表明：お詫びする姿勢を示す。
「該当児童生徒と関係者の皆様にお詫び申し上げます。」
- ② 現状説明：不安感や憶測、疑惑などの発生を防止するために必要な全ての情報を開示する。
「事故発生時と事故が発生するまでの経緯について説明します。」
- ③ 原因究明：発生原因等の意志を表明する。
「中止する予定を変え実施するという判断が重大な事故を引き起こした原因であり、大変申し訳ありません。」
- ④ 責任表明：発生した問題に対し、管理責任を表明する。
「楽しい思い出に残るべき行事がこのような事故になり、校長として深く責任を感じしております。」
- ⑤ 再発防止策：再発防止策を具体的な制度、組織で示す。
「二度とこのような事故を起こさないように児童の安全を第一に考え再発防止に努めて参ります。」

イ 本事例におけるステートメント例

<謝罪表明>

誠に遺憾ではございますが、A中学校2年生が6月5日から2泊3日の予定で行っていました宿泊野外活動において、本日6日、落石のため2年生生徒1名が亡くなり、生徒8名がけがをするという事故が発生いたしました。

安全に実施すべき学校行事においてこのような残念な事態を起こしてしまい、ご家族並びに関係者の皆様方に、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

<現状説明>

事故の経緯を説明いたします。

本日6月6日9時から生徒80名、教師5名がB村ハイキングコースに出発しました。校長、学年主任が先頭、列の中に教諭1名、最後尾に教諭1名と養護教諭1名で引率しました。

10時30分ごろ、林道上で落石が発生し、生徒1名の頭部に直接あたりました。

10時35分ごろ、養護教諭が地元消防署に通報し、11時ごろ救急車は現場に到着し、病院に搬送途中に脳挫傷のために亡くなられました。また、8名の生徒もけがをしました。

現場は、川に注ぐ深い谷の支流に沿った林道上で、ハイキングコースになっています。

<原因究明・責任表明>

本日は、6時から6時30分まで強い雨が降っていました。森林組合の係長から雨天のために、中止の申し入れがあったにもかかわらず、「平らな林道で舗装もされている。去年もハイキングした。生徒も楽しみにしていた。」という判断で実施したことについて、学校として責任を感じております。（※ただし、事実関係がはっきりしてからの発言とすること。）

<事故後の対応と再発防止策>

学校としましては直ぐさま、緊急の職員会議を開き、事実確認を行うとともに、この事故の原因を究明し、再発防止のための行事検討委員会を発足してまいります。また、本日このあと、緊急保護者説明会を開催し、事故についての説明、謝罪を申し上げるとともに、今後の学校安全について説明いたします。

けがをした生徒の治療、他生徒の心のケアについては、医師やカウンセラー等関係機関と連携して対応してまいります。

③ 想定問答集（Q & A）

ア 想定されうる問答を知っておくことのメリット

○目的と役割

- ・予期しない質問に動搖しないため。
- ・誤解を与えるような説明を避けるため。
- ・答えにくい質問への回答を示すため。
- ・「話せる情報」と「話せない情報」のガイドラインを示すため。

○想定上のポイント

- ・“敏腕な社会部記者の視点”に立って「辛らつな質問」を想定しておく。
- ・回答に悩まないような質問はあまり意味がない。
- ・「質問」に対する「回答」に対し、更につっこんだ質問を重ねていくことが予想される。実際の記者の質問も“横型”でなく“縦型”に深く追求することが多い。

イ 想定質問（Q & A）例

Q 1：今回の宿泊学習の計画については、問題がなかったのか。

→ 計画段階では、雨が降ったら野外活動は中止としていました。しかし、前日もキャンプファイアが中止になり、雨が弱くなっていましたし、生徒が楽しみしており、何とかハイキングをさせてやりたいという思いで距離を短縮（半分）して実施いたしました。

Q：コースは誰が決めたのか。

→ 県の事業ですので、コースは決められていました。

Q：下見はしたのか。

→ 事前に学年職員で行っています。

Q：このようなコースを設定した県・森林組合の責任・憤りを感じることはないか。

→ ございません。当日朝、森林組合係長さんよりハイキング中止の申し入れがありました。

Q：係長からの申し入れは、どのような内容だったのか。

→ 雨が強く生徒の健康面を考えて中止したい。

Q：係長の申し入れを無視して実施したということですね。

→ 全く私の判断の甘さが引き起こしたものです。申し訳ございません。

Q 2：保護者会での保護者の反応はどうだったか。

→ 事故の経緯については、ご理解いただいたと考えておりますが、雨の中、ハイキングを実施した判断の甘さについて厳しいご指摘をいただきました。また、子どもが今回の事故で大きなショックを受けており、心のケアについて学校の対応を問われました。

Q：亡くなったD君の保護者へ謝罪したのか。

→ 本日、自宅に出向き謝罪いたしました。また、けがをした8名の生徒宅にも出向いて謝罪いたしました。

Q：それぞれの保護者の反応はどうだったか。

Q 3：6時半の段階で中止判断をしていたのに、なぜ、変更して実施したのか。

→ 前日もキャンプファイアが中止となり、生徒が楽しみにしており何とかハイキングをさせてやりたいという思いで距離を短縮して実施した。判断が甘かったと反省しています。

Q：反対意見はでなかったのか。

→ 反対意見も一部ありましたが、私の判断で決定しました。

Q：生徒たちは本当に楽しみにしていたのか。

→ はい。雨の時に備えカッパを準備させており、実施すると聞いたときは喜んでいたと思います。

Q 4 : 前日、当日の朝の雨で最終的な判断の前に、現場を下見したか。

→ しませんでした。

Q : 前日も雨、当日も雨で、最終的な判断の前に現場を下見しようとは思わなかったのか。

→ 思いませんでした。雨も弱くなってきており何とかできると判断しました。

Q : 現場付近を通ったとき、落石の前兆を感じることはなかったか。

→ 小石が落ちてはいたが、あのような大きな落石があるとは考えなかった。

Q : 小石が落ちていたのですね。どの程度の範囲で落ちていたのか。

→ 詳しくは思い出せませんが、ところどころだったと思います。

Q : 危険を感じることはなかったか。

→ 去年も実施しており危険はないと思っていました。

Q 5 : 事前の申し合わせについて、雨だったら中止という申し合わせだったのか。

→ そうです。

Q : なぜ、雨だったら中止という申し合わせだったのか。

→ 生徒の健康面、安全面を配慮するという観点から、そのような申し合わせにしていました。

Q 6 : 雨で中止のときの予定はあったのか。

→ 考えていました。屋内でできる内容です。

Q 7 : D君の状況と処置、他の8人の生徒の処置はどうしたのか。

→ 落石がD君を直撃したとき、頭からかなりの出血があり、声をかけても返事もなく意識もない状態でした。G養護教諭に消防署に連絡させ、私（校長）と養護教諭がその場に残り、養護教諭が救急車到着まで出血に対して手当をしました。他の8人の生徒は、自分で歩ける状態でしたので、学年主任のD教諭が他の生徒と一緒に安全なところに誘導し、D、E、Hの3名の教諭で応急手当をしました。

Q : D君をその場から移動させなかつたということだが、二次災害の危険性はなかったのか。

→ 今考えると、あったかもしれません、その場ではD君を動かすと危険だと判断しました。

Q 8 : 学校として、今後の生徒、保護者への対応はどのように考えているか。

→ 子どもたちは、今回の事故で大きなショックを受けていますので、学校では、担任を中心に全職員で子どもたち一人一人の様子をしっかりと観察していきます。また、アンケート調査を実施して、気になる子どもについては、担任や専門的な立場からスクールカウンセラーによる支援を行っていきます。保護者の皆様にも、家庭で子どもの様子を注意深く見ていただいて気になることがあったら、学校に連絡していただくようにお願いをしていきます。

保護者への対応につきましては、このあと、緊急保護者会を開いて、状況説明及び謝罪させていただきますが、近日中に再度、保護者会を開いて、子どもたちの状況や学校の再発防止に向けた具体的な取組について話をさせていただきたいと考えています。

Q 9 : 再発防止のためにどのような手立てを考えているか。

→ 今回のような事故を二度と起こさないように、今回の事故原因を明らかにし深く反省するとともに、学校行事を始め、子どもたちの学校生活全般が安全に送れるように徹底していきたいと考えています。具体的な手立てにつきましては、安全委員会を中心に全職員で協議して手立てを明らかにしていきたいと考えています。

●コラムF：情報源の統一が肝要

マスコミ対応にあたっては、学校において校長または教頭が窓口となります。星(2006)は、平素からこちらに有利なホットニュースを積極的に発信するようにして、それによってマスコミ関係者との信頼関係・人間関係を醸成する事の大切さを述べています。また、本テキストでも強調しているとおり、「管理職以外の教職員が、勝手にマスコミ等の外部に情報を発信しないよう全教職員に確認する」事の重要性も述べられています。

記者会見の実施に際し、事前に準備しておく資料として、ステートメントと想定問答集が挙げられています。それらを作成する上で、中島(2007)は、「ポジション・ペーパーの作成」の重要性を述べています。関係当事者から集まつくる情報を「情報マスター」に集約させ、これをもとに事案全体を文章に落として整理し、評価まで加えた文章を指しますこのポジション・ペーパーを基本としてステートメントや想定問答集を作成します。

具体的には、

- ①何が起きたのか：危機事案について現在までに判明している事実を記載し、判明していない事実は「…の点は調査中」と記載します。
- ②これまでの経緯：予兆から、今日までのいきさつを時系列で記載します。
- ③危険性はあるのか：人の生命・健康への影響、社会への影響を記載します。
- ④原因は何か：原因究明はどこまで進んでいるかを記載します。
- ⑤現状の対策：現段階で、どのような対策・対応を行っているかを記載します。
- ⑥組織としての対応：解明が進んだら、組織としてどう対応するかを記載します。

【学校におけるポジション・ペーパーのモデル】

※実在する、団体・事件等とは一切関係がありません。

1. 事実：A中学校で、*年*月*日正午の給食の時間に、下痢・嘔吐・腹痛等の食中毒症状を訴えた。
症状を訴えたのは、教職員10名、A中学校生徒47名であった。
2. 経緯：この日は運動会が雨天により中止となったため、昼食はあらかじめ業者に注文してあった仕出し弁当であった。その弁当を食べたとみられる数十名から、食中毒症状の訴えがあり、事態を重く見た校長は、弁当を食べないように全校生徒・全教職員に校内放送で伝えた。
3. 危険性：近隣の中学校でも、同業者からの弁当を注文しており、同様の症状を訴えがおこる可能性がある。
4. 原因：症状を訴えた当該校の人間全員が、弁当を口にしており、同製品が症状の原因であると考えられる。
5. 対策：症状を訴えた者の中で、症状の重い者はすぐに病院へ搬送。弁当は破棄させた。
6. 学校としての対応：この日の午後からの授業は中止し、教育委員会を通じて情報の伝達を図った。

III. 演習編

1 リスク予測

学校は、児童生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、発生する可能性のある危機を予測し、それを回避するために必要な措置を講じなければなりません。しかしながら、予測される全ての危機に対して措置を講じることは現実的とは言えません。そこで、自校で起こりうると予測される危機を「発生率」と「ダメージ」で検討し、回避のための措置を講じる危機を重点化することが必要だと考えます。ここでは、その方法を紹介します。

<リスク予測の手順>

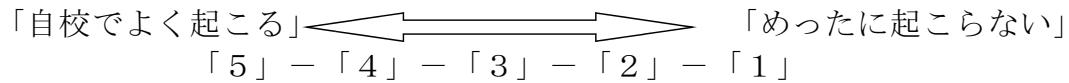
まず、下のような様式のシートを準備します（A4判）。

予測される危機	発生率	ダメージ	発生率×ダメージ
①	②	③	④

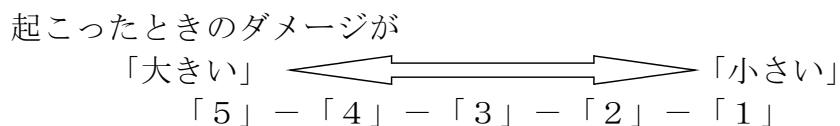
①自校で起こりうる危機を予測し、キーワードで記入します。

・いじめ　・不登校　など

②「発生率」を印象評価（直観）で5段階評価します。



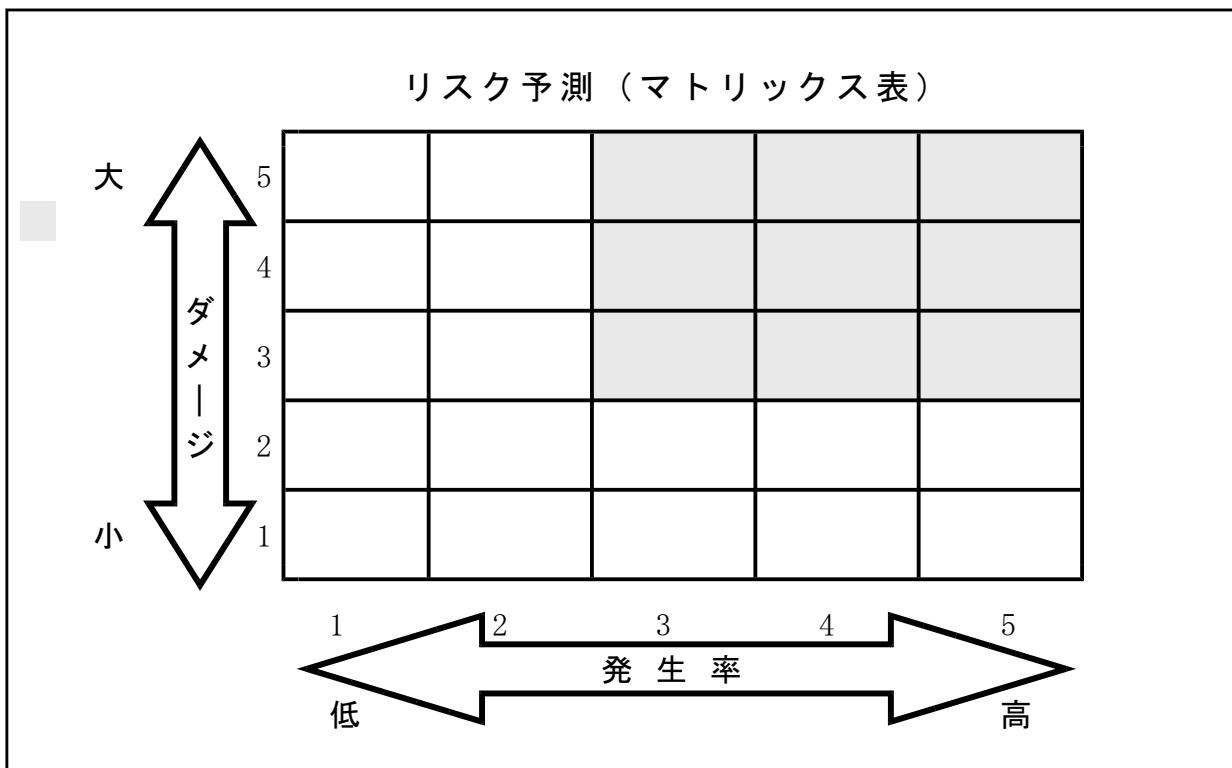
③「ダメージ」を印象評価（直観）で5段階評価します。



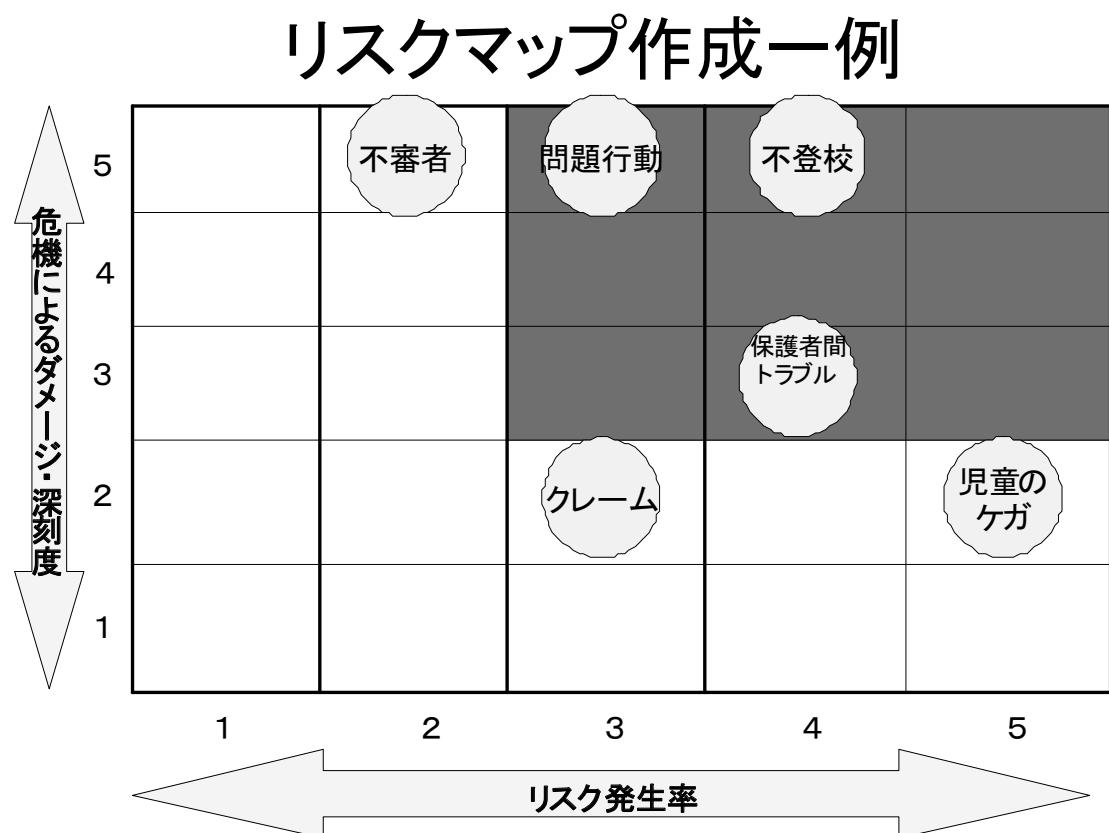
④発生率×ダメージを計算します。1～25点の範囲になります。

得点の高いものが、重点化する危機ということになります。

⑤予測した危機を下のようなマトリックス表に表すと、重点をおく危機が視覚的に捉えやすくなります。



☆ リスクマップ作成一例 ☆



2 クロスロードゲーム（危機管理バージョン）

これは、危機（災害等）の具体的な場面を示して、それぞれの場面で自分がどのように対応するかを考え、参加者同士で話し合い、意見や価値の違いを共有するゲームです。参加者は危機対応について考え、その難しさや自分とは異なる意見があることを学び、危機対応への意識を高めたり理解を深めたりすることができます。

ここでは、ゲームの要素を除いて危機管理に関する演習として説明します。

演習「クロスロードゲーム～あなたならどうする～」（例）

<問題例>

大きな地震のため、非難所（小学校体育館）に非難しなければなりません。しかし、家族同然の飼い犬のモモ（シーズー、メス5歳）がいます。あなたは、一緒に避難所に連れて行く？

Y E S or N O

(1) 演習の流れ

① 事 前

- ・一つのグループの人数は5名程度が適当です。
 - ・全体進行担当者を1名決めます。
 - ・問題を5問程度作成し、判断が分かれる事例を準備します。
 - ・参加者1名につき「Y E S」、「N O」カードを1枚ずつ準備します。
また、カードの代わりとして、例えば、じゃんけんの「パー」を「Y E S」、「グー」を「N O」と約束して行うこともできます。
- ② 全体進行担当者が一問ずつ問題を読み上げ、参加者は全員「自分ならどうするか」を決めて、担当者の指示に従い一斉に意志表示をします。
- ③ すべての問題が終了したら、グループ内で意見が分かれた問題を中心に、各自の考えを出し合い意見交換します。
- ④ 最後に、グループごとに意見交換の内容を発表してもらうと、さらに全体に広げることができます。

(2) 問題とその検討一例

ここで紹介する一問題例は校長・教頭向けのものですが、一般の教職員も校長の立場に立て考えることで危機対応についての理解を深めることができます。

【問題例】

あなたは、A小学校学校の移転後、初めての校長として勤務し、1年が経過しています。地域からのあなたに対する信頼はまだ充分厚いとは言えないのですが、地域の有力者は、地元教育委員会の提示する方針には納得しているようです。それもあって、地域と教育委員会との連携は学校外ではうまくいっているようです。

そのA小学校には、現在の場所に移転後、住民からの学校に対する苦情がたびたび持ち込まれています。特に、運動会の練習が始まると、騒音被害を訴える苦情の電話が多く鳴ります。5月末のある日、「私はおたくの学校が移転して来る前から、ずっとここに住んでいる者だ。これまでも運動会の練習の音がうるさいと何度も電話をしたが、一向に改善されないので教育委員会に抗議に行く」という内容の電話がかかってきました。

あなたは、これを機に学校側の運営方針等を理解してもらおうと考えていますが、電話の相手は地元の有力者かも知れません。電話の相手は興奮していて、下手に説明して、誤解されるおそれさえあります。

Q. さて、あなたはそのまま教育委員会に行かせますか。

YES or NO

- ① 「YES」と答えた方、「NO」と答えた方、それぞれどちらかを表明してもらう。
- ② 「YES」・「NO」と回答した方のそれぞれの理由を尋ねる。
- ③ 意見が分かれない場合、それを「共通認識事項」として参加者の間で確認する。
- ④ 例題をベースにして、様々な「if」の条件を設定して、参加者に同じ手順で確認していく。

3 演習課題（いじめ）

6月上旬の夜、2年生のA子の母親からY担任宅に電話が入った。A子がクラスの大半からいじめられているとの訴えであった。

母親の話によると、A子は女子のリーダー格のB子やC子を中心に、「うざったい」など言われたり、授業中の発言を茶化されるだけでなく、物を隠されたり、ノートに落書きされたりしているという。Y担任は、ふだんのA子の明るい表情を思い浮かべ、「思い過ごしではないか」「オーバーに考えすぎてないか」「多少の友人間のトラブルは困難に耐える力につけるのに役立つ」などと反論したが、とりあえず「早速調査する」と電話を切った。

翌日の朝の会で、Y担任は「クラスでいじめがあるか、思っていることを書きなさい」という調査を実施し、昼休みにはA子を職員室に呼び「本当にいじめられているのか」と尋ねた。この結果、Y担任は「いじめはない」と判断し、母親への連絡はしなかった。ところが、母親からいじめの訴えを受けてから1週間後、A子の母親が学校に訪れた。

応対した校長（教頭）に対して、「A子が学級でいじめられている。担任に話をしたが、何もしないし報告もしない、納得がいかない」と厳しい口調で告げられた。

1 平常時危機管理（リスクマネジメント）

- ◆このような問題を起こさないために、管理職としてどうすればよいでしょうか。
- 2 緊急時の危機管理（クライシスマネジメント）
 - ◆この状況に対して、管理職としてどう対応しますか。

1 事例における対応の問題点

初期対応のミス。Y担任の対応のまずさが大きな問題に発展している。

- ① 「うざったいと言われる」「授業中の発言を茶化される」「物を隠されたり、ノートに落書きされたり」という「いじめ」を教師が見抜けなかったこと。
- ② 母親の話を共感的に聞かなかつたこと、母親の話に反論したこと。
 - ・母親が訴えている事実をそのまま聞くこと。
 - ・A子と母親のつらい気持ちを十分に受け止めること。
- ③ 調査の仕方に問題がある。
 - ・「クラスのいじめ調べ」では出てこないことが多い。
 - ・A子と担任の人間関係にもよるが、本人から、いじめを確認することは難しい。
 - ・母親の話では、「ノートに落書きされている」と言う。事実確認できるのにしていない。
 - ・周りの子どもから情報収集をしていない。
- ④ 調査から「いじめはない」と結論づけたこと。
- ⑤ 組織的対応をとらなかつたこと。
 - ・Y担任は管理職（他の職員）へ報告・連絡・相談をしなかつた。
 - ・問題を担任だけで処理しようとした。
- ⑥

2 いじめの早期対応の取組

(「いじめの早期発見・早期対応の手引 平成19年3月 福岡県教育委員会」より)

(1) いじめられた児童生徒への対応

一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実関係を正確に把握します。
- ② いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をします。
- ③ 校長及び関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

二次対応（短期対応）

- ④ 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整えます。

三次対応（長期対応）

- ⑤ いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進します。

(2) いじめた児童生徒への対応

一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実と経過を、複数の教師で確認します。
- ② 校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝えます。

二次対応（短期対応）

- ③ いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図ります。

三次対応（長期対応）

- ④ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導します。

(3) 周りの児童生徒に対しての指導の在り方

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がって眺めたり、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして誰にも発信しない児童生徒が多いことが指摘されています。いじめの問題は、加害・被害の関係児童生徒だけでなく、このような周りの児童生徒に対しても適切な指導をすることが大切です。

(4) 保護者への対応における配慮事項

一次対応（緊急対応）

- いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡します。
- 複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝えます。
- 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努めます。

二次対応（短期対応）

- 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝えます。
- 加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図ります。

三次対応（長期対応）

- 今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼します。

※ 問題の深刻さや他の児童生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられます。

(5) 関係機関・相談機関との連携

学校における指導・助言には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることの共通認識・共通理解をしておく必要があります。特に、市町村教育委員会への報告は、迅速かつ確実に行わなければなりません。状況によって学校は、適切な時期に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

(6) 緊急対応時のポイント

- 管理職への報告
- 教職員への対応（全教職員・当該職員）
- いじめの事実関係の徹底的な調査・把握
- 被害生徒・保護者への対応（説明・謝罪）
- 加害生徒・保護者への対応
- 教育委員会への報告・教育委員会の指導
- 外部機関との連携
- 他の保護者への対応（PTA本部役員・一般保護者）

③ 早期発見・早期対応のための校内体制

(「いじめの早期発見・早期対応の手引 平成19年3月 福岡県教育委員会」より)

(1) 校内いじめ問題対策委員会

いじめの早期発見・早期対応のためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の体制づくりが重要です。

そのために、いじめ対策のための委員会を設け、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底していく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教員を位置づけておくと効率的でスムーズな運営が可能になります。委員会の開催は、定例化するとともに、いじめが発見された時は早急に開催することが重要です。

(2) 生徒指導部・学年部

いじめの問題の解決や、いじめを生まない取組を効果的に進めていくには、生徒指導部及び学年部が連携・協力し、それぞれの機能を組織的・計画的に果たすことが重要です。

そのために、生徒指導部及び学年部では、いじめの問題に関する年間の指導計画作成し、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生まない学校づくりのための教育相談体制の充実等が重要です。

(3) 職員会議・校内研修会

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためにには、児童生徒一人一人を理解するための職員会議や、教師自身の感受性や共感性を高める校内研修が必要です。

いじめを予防するための職員会議や校内研修会は、「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加できるような工夫をすることが大切です。

特に、校内研修会では、事例研修会やロール・プレイングの手法を活用した演習等を取り入れると効果的です。

4 演習課題（不登校）

6年生のB男は、6月に体調を崩してから休みがちだった。保護者からも体調を崩している旨の連絡があり担任も気にしていました。そうこうするうちに7月に入ってしまった。担任はその間、何回かB男の家に気分がよくなったら登校するよう電話をかけていた。B男はそのたびに「はい」とあまり元気のない返事を繰り返していた。

7月も中旬になり、夏休みも目前となったので担任はB男の家庭訪問をした。保護者は玄関に出てくるなり、「息子が学校に行かなくなつたのは先生のせいだ。息子の体調が悪いにもかかわらず、あなたが登校するように強くいったからだ。話すことはないので帰ってほしい。校長か教頭に話をする。」と強い口調で責められた。担任は何がよくなかったのかと思いながらもやむなく帰ったが、次の日の午後、保護者が学校に「息子が学校に行かなくなつたのは担任のせいだ。どうしてくれる。」という内容の電話をかけてきた。

担任は、前日の家庭訪問の件を管理職に報告していなかった。

1 平常時危機管理（リスクマネジメント）

◆このような問題を起こさないために、管理職としてどうすればよいでしょうか。

2 緊急時の危機管理（クライシスマネジメント）

◆この状況に対して、管理職としてどう対応しますか。

1 事例における対応の問題点

- ① 担任と生徒や保護者との信頼関係がつくられていない。
- ② 7月中旬まで家庭訪問をしていない。
 - ・子どもや保護者と直接話をして、子どもの状況を把握し保護者の考えを理解することが必要であった。
- ③ 家庭訪問後、翌日苦情があるまで何もしていない。
 - ・家庭訪問直後に対応を考え行動しなければならなかつた。
- ④ 家庭訪問の件を管理職に報告しなかつた。
- ⑤ 管理職が、B男の欠席日数や状況を把握していなかつた。？
- ⑥ 管理職が、B男や保護者への担任の対応について把握していなかつた。？
- ⑦ ……

2 対応のポイント

(1) 欠席ぎみの子どもの保護者への対応

多くの場合、保護者も子どもの欠席について、心配し、悩み困っています。

その視点に立って、悩みや苦しみを聞き、ともにその解決策を見つけ出そうという姿勢で、保護者に接することが大切です。

特に保護者の変容を期待する場合には、教員との信頼関係が第一です。家庭訪問をしても、休んでいる児童生徒本人と直接話すことができないことが多いですが、その場合には、保護者とのコミュニケーションを十分に図ることが肝要です。

そして、休みが続いている場合でも、学校からは配布物などは、家庭に確実に届けることで、「学級のメンバーの大切な一人なんですよ」というメッセージを常に伝え、保護者や本人の疎外感を除去する配慮が必要です。

(2) 不登校の原因を子どもを交えて探る方法

担任、必要に応じて校長、教頭を交え、家庭訪問を行い、保護者や子ども本人と接触できるように試みます。そのような機会を見いだすためにも、

- ・毎日の配布物、学習で使用した教材（ワークシート等）を届けたり、担任が行けないときには学級の子どもに届けてもらったり
- ・電話で子どもの様子を保護者から聞くなどあらゆる手立てを講じていくことが大切です。

保護者は学校に対して批判的なことを言っていても、学校でなんとかしてほしいという気持ちを強くもっていることが多いと思われます。

(3) 学校のチームとしての対応

不登校の子どもへの対応は、担任が一人で抱え込むことなく、生徒指導部、教育相談部等の組織を活用して、学校がチームとして対応していくことが大切です。

例えば、全教職員による不登校の子どもに関する情報交換を定期的に行い、不登校になった経緯、本人の人間関係、家庭の状況、学校（担任）の今までの対応等を、A4用紙に1～2枚程度にまとめたものをもとに検討し、今後の対応策を確認するような場の設定も必要です。

(4) 管理職の不登校ぎみの子どもの把握

運営委員会（企画委員会）や生徒指導部会等で、学年主任や担当者を通して当該学年の不登校ぎみの児童生徒を報告させ、状況を把握します。

さらに、詳細については学級担任から報告を求めます。

③ 不登校解消のための3つの視点からのアプローチ

（「不登校の解消をめざして」（平成16年2月福岡県教育委員会）より）

（1）不登校の解消を目指した3つの視点

- 第1の視点 「不登校を生まないための
予防・開発的な視点」（すべての児童生徒に対して）
- 第2の視点 「不登校兆候を示す児童生徒への支援」
- 第3の視点 「不登校児童生徒への支援」

（2）不登校を生まないための予防・開発的な支援

教師や授業

- 教師の教育相談的な姿勢・態度を培う。
 - ・教師自身の豊かな教育相談的な姿勢・態度（カウンセリング・マインド）
と援助・指導するための技能（ティーチング・スキル）
- 学ぶ喜びが実感できる授業をつくる。
 - ・生徒指導の留意点（自己決定・共感的な人間関係・自己存在感）を生かす
場の設定

友人や学級との関係

- 「グループ体験学習」で子どもの人間関係能力を育成する。
 - ・構成的グループエンカウンター（S G E）
 - ・ソーシャルスキルトレーニング（S S T）
 - ・「ピアサポート」活動

（3）不登校兆候を示す児童生徒への支援

① 不登校兆候とは

不登校兆候を以下のように捉えます。

- 教室に入ることはできるが、不安や悩みをもち心のサインを出している状態
- 教室に自分の居場所が見つからず、教室に入れなくなっている状態

② 不登校兆候が見られたら・・・

ア まず、とるべき対応は

何もしないで「様子を見る」のではなく、早期に適切な対応をすることが大切です。子どもの話をよく聞くようにしたり、ふれあう機会を増やしたりします。同僚や保護者からも情報を収集し、子どもの現在の状況を把握することも大切です。

また、担任一人で抱え込むのではなく、校内の指導体制の下、「チーム」で対応したり、必要に応じて外部の専門機関に協力を依頼して対応したりしていくことが必要です。

イ 家庭訪問は

その子どもの生活や学習の状況を把握し、本人や保護者が必要としている支援の一つが家庭訪問であれば、家庭訪問を行うことは大切です。しかし本人が会うことを拒否するのであれば、本人を追いつめないように配慮することが必要です。

また、子どもは「そつとしておいてほしい」けれど「放っておかれる淋しい」という相反する気持ちで揺れ動いている場合があります。「あなたのことば、いつも気にかけている」というメッセージを伝え続けることが大切です。子どもが「見捨てられた」というような気持ちにならないよう配慮しましょう。

本人が会うことを拒否に保護者に学校の情報を必ず伝えるようにしましょう。

※「指導の結果登校するようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置としては、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な援助・指導を行った」が多く挙げられています。

(出典:「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

ウ 登校刺激は

登校を促すことを短絡的に捉え、画一的に「する」「しない」といった対応ではなく、その子どもの状態や学校を休みだした要因・背景等をきちんと把握した上で、適時・適切に、個々の状況に応じて対応することが大事です。たとえ、直接的に登校を促せない状況であっても、あきらめずに、子どもとの関係を築こうとする姿勢をもつことが大切です。

※「『指導の結果登校するようになった児童生徒』に特に効果のあった学校の措置」としては、「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした」等が多く挙げられています。

(出典:「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

③ 不登校兆候を示す子どもへ配慮すること

- 日常の授業においては、**教師のカウンセリング・マインド**をより心がけるようにします。特に、学習に要因があると思われる子どもには、**個別の支援等の配慮**が必要になってきます。
- 子どもの話を聴いた後の**きめ細かな行動観察（表情・態度等）**が大切です。具体的には、**日常的な声かけ**をするとともに、**定期的に話を聞く時間を設ける等**、個に応じた指導が必要です。また、子どもの様子に応じて、他の教師に支援依頼（「チーム」での対応）したり、**家庭と連絡**をとり合ったりします。
- 人間関係づくりの「グループ体験学習」では、実施するエクササイズの選定やそのときのグループ編成に配慮します。特に、友人関係に要因があると思われる子どもには、**個別の支援等の配慮**が必要になってきます。「グループ体験学習」に参加できそうにないときは、参加できない心情を理解し、参加を強く促さないようにします。

(4) 不登校児童生徒への支援

① マンツーマン方式による支援

不登校の要因の複雑化・多様化に伴い、不登校の解消に向けた取組も、児童生徒を多面的・多角的に理解した上での対応が求められています。しかし、校内指導体制の現状は、不登校児童生徒の対応を学級担任一人に負うところが多く、そのことが早期対応を遅れさせている一因にもなっています。

そこで、福岡県では、校内指導体制を充実させ、組織的・計画的な対応を行うために、不登校児童生徒自身と最もかかわりの深いを中心とした**マンツーマン方式による対応（校内プロジェクトチームを組織）**を推進してきたことで、不登校の改善・解消に効果をあげてきました。

② 不登校児童生徒への支援の在り方

「不登校の解消をめざして」（平成16年2月福岡県教育委員会）では、校内外の人的資源に着目し、人と人をつないで「チーム」を組織し、それをもとに対応していく以下の6つの事例を紹介しています。

事例1 「怠学傾向の生徒への支援」～生徒指導主事との連携～

事例2 「自己表現が苦手な生徒への支援」～養護教諭との連携～

事例3 「学校への不信感を持つ生徒・保護者への支援」

～スクールカウンセラーとの連携～

事例4 「家庭に引きこもりがちな児童への支援」～訪問指導員との連携～

事例5 「家庭に引きこもりがちな生徒への支援」～地域の人材との連携～

事例6 「適応指導教室（教育支援センター）へ通級する生徒への支援」

～適応指導教室との連携～

IV. 資料編

●危機意識を高めるチェックリスト

教職員の危機意識を高めるための方策としてチェックリストは有効です。本文中でも紹介した管理職向けチェックリストと教職員向けのチェックリストを紹介します。

【管理職向けチェックリスト】

[把握・伝達]

- 教職員から報告・連絡・相談がなされたら、聞く時間を必ずとるようにしていますか。
- 教職員からの報告や連絡の機会を利用して、様々なアドバイスや意識的な質問をしたり現場をみたりすることによって、教職員一人一人の教育活動や事務の進捗状況などを把握していますか。
- 教職員に自分の考えを積極的に話していますか。

[サポート]

- 教職員に対し、トラブルが発生したら、管理職に報告させるように徹底していますか。
- 教職員の問題点や間違いに気づいた時には、タイミングよく指導するようにしていますか。
- トラブル発生時には、解決のための行動を率先して起こしていますか。

[意識づけ]

- 教職員のミスや失敗に対してフォローやアドバイスしていますか。
- 他の学校で発生した不祥事や事件・事故の情報について、教職員に話していますか。

[環境の変化]

- 現在行っている教育活動が、開始時と比べて、社会情勢等の変化により、保護者の理解、経費の増加等、何か問題を生じる可能性はありませんか。

[法律等の改正]

- 教育活動や業務を実施する際に根拠としている法令等について、十分な注意を払っていますか。
- 法律・条例・規則等の改正は行われていませんか。
- 国・県等から、新たな通知や通達が出されていませんか。
- 訴訟等にかかる新たな判決が下されていませんか。

【教職員向けチェックリスト】

[他の学校等のトラブル]

- 他の学校や企業等で発生した、不祥事や事故と同様の事象が発生するおそれはありませんか。

[ルールの遵守]

- 法令や規則等に定められた事項を守らずに、教育活動や業務を実施していることはありませんか。

[情報の適正な取り扱い]

- 教育活動や業務を進める上で必要な情報は教職員間で共有されていますか。
- 教育活動や業務を実施する過程において、管理職や関係教職員に報告・連絡・相談をタイミングよく行っていますか。
- 情報を、適正に収集、管理、使用していますか。
また、正当な理由なく、個人情報を第三者へ開示したり目的外に利用したりしていませんか。

[批判や苦情]

- 実施している教育活動や業務に対して、保護者や地域住民から批判や苦情は受けていませんか。
- 実施している教育活動や業務に対して、保護者や地域住民から批判ができるおそれはありませんか。

[進行管理]

- 教育活動や業務は予定通りに進行していますか。
- 教育活動や業務が予定通りに進行していない場合には、その遅延要因をチェックし必要な対策を講じるなど、予定通り進行するように努力していますか。
- 校長の承認を得ずに、教育活動や業務を実施しているようなことはありませんか。
- 横領等教職員の不正につながるようなリスクのある業務や手続については、複数の教職員が担当するか、または必ず管理職のチェックが入るなど、業務の流れのなかでチェック機能が働く仕組みになっていますか。

[必要とされる能力・スキル]

- 教育活動や業務遂行のために不足している能力・スキルがあった場合、必要に応じて研修し習得していますか。

[校務分掌]

- 各分掌間の“もたれあい”などから分掌間の隙間に陥り、責任体制が不明確になってしまったケースはありませんか。
- “連絡ミス”などから、他の分掌とうまく連携がとれなかったケースはありませんか。

[安全]

- 教育活動や業務を実施するにあたり、安全対策を確実に行ってていますか。

異常や危機の兆候が発見された場合は、最善の安全対策をとっていますか。

[コンプライアンス（法令、倫理規定の遵守）]

人権を尊重し、相手の立場に立って考え、行動していますか。
 児童生徒や保護者等に対して誠実に接するとともに、節度ある健全な関係を保っていますか。

[コミュニケーション]

「どんな意見も自由に言える」風通しのよい職場になっていますか。

[危機発生時の対応]

「本当にこれで大丈夫だろうか」という意識をもって教育活動や業務に取り組み、疑問に思ったら躊躇せず管理職に報告していますか。
 職場で困難なトラブルが発生したら、一人で抱え込まず管理職や同僚に相談し解決しようとしていますか。
 常日頃から、「迷ったら報告」「取りあえず第一報」「悪い情報ほど早く」を実践していますか。
 危機が発生した場合に、まず何をなすべきかを知っていますか。

《参考・引用文献等》

[図書]

- ・天笠茂編集『学校の危機管理への経営戦略』教育開発研究所、2003年。
- ・飯塚峻編『学級担任の危機管理A～Z』図書文化、1997年。
- ・「学校の危機管理」研究会編集『学校の危機管理ハンドブック』ぎょうせい、2000年。
- ・木岡一明編集『学校の危機管理とセーフティネット』教育開発研究所、2004年。
- ・齋藤歓能監修・渡邊正樹編著『学校安全と危機管理』大修館書店、2006年。
- ・下田博次『学校裏サイト』東洋経済新報社、2008年。
- ・下村哲夫・天笠茂『学校運営トラブル解決事例集』第一法規、1996年。
- ・高階玲治編著『学校の危機管理マニュアル』東洋館出版社、2005年。
- ・高階玲治編著『学校の安全を守る「危機対応」力』ぎょうせい、2005年。
- ・DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部『「リスク感度」の高いリーダーが成功を重ねる』ダイヤモンド社、2007年。
- ・中島茂『その「記者会見」間違ってます！』日本経済新聞出版社、2007年。
- ・永岡順編著『学校の危機管理』東洋館出版社、1996年。
- ・星幸広『実践 学校危機管理—現場対応マニュアル』大修館書店、2006年。

[行政資料]

- ・伊原正俊 「平成19年度教職員等中央研修危機管理講義資料」 平成19年7月。
- ・岡山県教育委員会 「危機管理マニュアル」 平成13年3月。
- ・神奈川県教育委員会 「学校の安全管理マニュアル作成のための手引」 平成17年3月。
- ・神奈川県教育委員会 「防犯教育充実のために（教師用）」 平成17年3月。
- ・福岡県教育委員会・福岡県教育センター 「不登校の解消をめざして」 平成19年2月。
- ・福岡県教育委員会 「いじめの早期発見・早期対応の手引」 平成19年3月。
- ・三重県教育委員会 「学校における危機管理の手引」 平成18年4月。

おわりに

福岡県教育センターが専門研修として教頭対象の危機管理講座を始めてすでに5年になります。その重要性に鑑み、現在は校長対象の講座まで拡充されています。講座のコーディネータを長く務めていた原健次主任指導主事が作成した「資料集」は受講者への持ち帰り資料として好評を博していました。これは原主事が参加された講演や関連文献から抜粋引用し整理したもので、年々更新され、元兼が担当した講義や演習の内容もこれに反映されていきました。

このたび平成20年度教員研修モデル・カリキュラム開発プログラム（教育課題研修）の助成を福岡県教育センターとの連携事業として受ける機会に恵まれました（研究課題「学校管理職のためのクライシス・マネジメント・スキル開発プログラム」）。これを機会に同資料集を実用性の高いものにブラッシュアップすることとし、現講座担当者の鶴田安秀主任指導主事をお招きするなどして、九州大学教育経営・教育法制研究室にて協議を重ねて本テキストを作成した次第です。講座内容が学校現場に還元されることを願って、校内研修等で使用しやすいよう見開きで完結するようなレイアウトを採用したり、引用内容を吟味したりしました。誤字脱字のチェックなども含めこうした地道な作業は博士課程の雪丸武彦君、修士課程の波多江俊介君が担当してくれました。また、コラム欄は増田健太郎准教授（臨床教育学）にご協力いただきました。さらに、元・熊本市小学校長園田頼暁氏には貴重な示唆を賜りました。

上に記した6名の方の他にも多くの方々のご理解とご協力をいただきました。まずは今回の企画を快くお受けいただいた福岡県教育センター・教育経営部のご支援に感謝申し上げます。そもそも連携から始まった本事業ではありますが、今後ますます講座を充実すべく連携関係を強化したいと願っております。

そしてまた、本テキスト作成の契機を与えてくれました独立行政法人・教員研修センターに感謝いたします。こうした小さな研究室と県教育センターとのささやかな試みではありますが、全国の教育センターに波及効果があることを期待してやみません。多くの皆様の叱咤激励をお待ちしております。

平成21年3月13日

九州大学大学院教育学部門

准教授 元兼正浩

危機管理講座テキスト

2009年3月27日 発行

発行者 福岡県教育センター・九州大学

福岡県教育センター：〒811-2401 福岡県糟屋郡篠栗町高田 268

TEL 092-947-0079

FAX 092-947-8082

HP : <http://www.educ.pref.fukuoka.jp/>

九州大学：〒812-8581 福岡市東区箱崎6-19-1

人間環境学研究院 元兼研究室

TEL&FAX 092-642-3123

HP : <http://teachers.edu.kyushu-u.ac.jp/motokane/>

<http://www.education.kyushu-u.ac.jp/~crisismana/>

印刷所 城島印刷株式会社
